

---

平成21年第6回大和町議会定例会会議録

---

平成21年9月7日（月曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
総務 まちづくり 課長	遠藤 幸則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅勝 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 参 事	森 茂 君	生涯学習課長	八島 勇幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	総務 まちづくり 課長 対策 官	千葉 恵右 君
環境生活課長	高橋 完 君	産業振興課 企業誘致 策官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	班 長	瀬戸 正志
主 査	藤原 孝義		

## 議事日程

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

日程第 2 「会期の決定について」

日程第 3 「諸般の報告」

町長挨拶

日程第 4 「一般質問」

高平 聡雄 議員

堀籠 日出子 議員

平渡 高志 議員

中山 和広 議員

上田 早夫 議員

伊藤 勝 議員

堀籠 英雄 議員

馬場 久雄 議員

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会

議長（大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

開会、少し早いんですが、皆さんおそろいですのでただいまから開会したいと思います。開会前に教育長から報告事項がありますので報告させていただきます。教育長堀籠美子さん。

教育長（堀籠美子君）

皆さん、おはようございます。

本日、小野小学校において、学校医の指示のもと、インフルエンザ様疾患による措置を講じましたのでお知らせいたします。

まず、対象の学年ですが、第3学年の1組で31名中8名がインフルエンザでございます。これは簡易検査でA型でございます。

それから、措置といたしましては、きょう2時間目終了後、授業を打ち切ります。それから、あしたから11日の金曜日まで学級閉鎖といたしましたのでお知らせをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

ただいまから平成21年第6回大和町定例議会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番秋山富雄君及び8番堀籠日出子さんを指名します。

---

#### 日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの12日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月18日までの12日間に決定しました。

---

### 日程第3「諸般の報告」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項がありますので、報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

諸般の報告でございますが、皆さんに配付している資料にある内容でございます。

詳しくは担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告の内容でございます。お手元の資料、1ページからでございます。水道事業に係る繰り越しの報告でございます。

平成20年度大和町水道事業会計予算の繰り越し報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告するものでございます。

次のページをお開き願います。

諸般の報告でございます。よろしいですか……。では、済みません、引き続き2ページの方でございます。繰越計算書の表でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する建設改良費の内訳でございます。

1款資本的支出1項建設改良費に係る2件の繰り越しでございます。

1 件目が、大和町のリサーチパーク配水管布設工事でございます。

これにつきましては、リサーチパークに関連する道路にあわせての配水管の布設工事でございますが、団地開発関連工事等のおくれ等もございまして下水道工事の工期を延長するものでございます。

繰越額は、予算計上額と同額の 1,627万 5,000円でございます。

延長による工期につきましては、最終的に本年12月15日といたしております。

2 件目が、町道山ノ神禅興寺線の配水管の布設工事でございます。

これは町の道路改良工事にあわせた工事でございますが、道路改良工事の工期延長に伴いまして工期を延長したものでございます。

繰越額は、予算計上額と同額の 674万 1,000円でございます。

延長による工期につきましては、本年7月30日ということで完了いたします。

繰越合計額は、予算計上額と同額の 2,301万 6,000円でございます。

以上、地方公営企業法に基づく決算にあわせての繰り越し報告でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これで町長の報告を終わります。

議長としての報告事項は、議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、おはようございます。

第6回の大和町議会定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日ここに平成21年第6回大和町議会定例会が開会され、平成20年度各種会計決算を初め提出議案をご審議いただくに当たり、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、新庁舎建設事業についてであります。本年2月に契約締結

後、工事準備を経て、4月10日、現地におきまして議員皆様のご出席もいただいた中で安全祈願祭が行われました。

その後、建設工事の本格着工となり、8月末現在の進捗率は32%の状況で計画に対し1週間のおくれとなっておりますが、現在は、1階スラブ配筋、土間コンクリート打設が終了し、9月から本体2階の鉄骨及び車庫棟の鉄骨の搬入・建て込み工事に入る予定であり、全体工事工程の中で計画進捗へ修正予定であります。

また、関連します設備・備品選定、購入発注や移転に向けた物品、書類整理を並行して進めており、移転ボリューム把握とともに移転引っ越し業務の提案、審査により移転引っ越し業務の具体準備作業に移ることにしておりますので、今後ともご意見、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

なお、議場等備品購入に関しましては、今議会に契約案件といたしまして追加提案を予定しているところでございます。

次に、企業進出関係についてであります。パナソニックEVエナジー株式会社につきましては、6月議会中に企業立地推進調査特別委員会におきまして建設状況の現地視察をいただきましたが、現在は予定どおり機械設備設置を行い、現在、静岡県湖西市で研修中の職員及び管理・指導者を随時宮城工場への異動を進め、仮操業によります稼働をスタートし、年末までは研修中の190名全員の配属を終了する予定と伺っております。

また、リサーチパークへ進出予定でありますソマール株式会社につきましては、一部の取引先などで初夏から生産が戻り出し、底打ちの兆しも見えてあるとの判断から、100%出資子会社のソマテック株式会社により当初計画どおり工場2棟、物流棟、研究センターを来年6月着工、平成23年5月操業開始を目指すと報道がございました。

スズデン株式会社につきましても、来年春の工事着工見通しであると報道されたところであります。

今後は、リサーチパークの主体企業であります東京エレクトロン株式会社の着工が待たれるところであります。

次に、8月1日、2日の2日間開催されました第15回まほろば夏まつりについてであります。開催前の天候不順から予定どおりの進行について心配もあったところでございますが、幸いにも2日間とも大きな天候の崩れはなく、スケジュールに沿った運営ができ、初日の夢花火には最大の人

出を記録し、2日間で4万人の方々に楽しんでいただけたと推定いたしております。

天候状況を含め、祭りが盛会のうちに終了できましたことは、町民の方々を初めとする多くのボランティアの皆様や関係者の支えがあったもので、改めて感謝申し上げます。

次に、新型インフルエンザ対策についてでございますが、8月以降、患者発生状況が増加に転じるなど、これから秋にかけて流行の兆しがあると注意喚起がなされている状況にあります。

本町におきましても、夏休み終了後、2～3件ではありますが児童生徒が風邪症状により医療機関を受診しましたが、受診後、学校医との相談により出席停止等の措置をとり、現在は回復しております。

なお、町では各学校に消毒薬を追加配布し、手洗い、うがいの徹底について保護者の方々にも協力をお願いし、保育所、児童館につきましても同様の措置を行い、感染予防体制をとっているところでございます。

次に、本年4月に小学6年生と中学3年生を対象に実施されました全国学力・学習状況調査（国語A・B、数学、小学校においては算数、A・B）についてであります。

このたび、その結果が文部科学省より公表されましたが、大和町の児童生徒の平均正答率は、中学校の国語Bを除き、全国、宮城県の平均を下回った結果となりました。中学校については改善されつつありますが、小学生は低迷の傾向にありますので、試験結果を重く受けとめ、今後、教育委員会による分析、対策検討を行うとともに、本年より宮城県教育委員会の指定を受け、取り組んでおります学力向上パワーアップ事業や児童学習支援員及び学校図書支援員の活用を図り、学力向上に努めたいと考えております。

なお、今年度から大和町全体としての平均正答率を公表することにしており、今会期中に教育委員会からご説明予定としております。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、平成20年度の各種会計決算であります。当初は改訂版の第3次総合計画を基本とし、さらに東京エレクトロン株式会社進出決定によるリサーチパーク造成工事にあわせた基盤環境整備を加えた第17次実施計画

を主要施策として予算編成・運営を行ったところでございます。

しかしながら、年度後半の世界同時不況発生によりまして緊急経済対策が打ち出され、呼応して補正予算によります事業実施を予定しましたが、年度末までの時間がなく、明許繰り越し措置を行ったものもありますが、これら補正措置を除いては、おおむね予定いたしました施策、事業を実施することができたと判断しておるところでございます。

平成20年度の大和町財政は、一般会計のほか12の特別会計及び水道事業会計による運営でありましたが、すべての会計におきまして黒字決算となったところでございます。

水道事業会計を除く各種会計最終予算は、当初予算 131億 4,105万円に年度中の補正額12億 2,735万円と平成19年度からの繰越額 2億 638万円を加え、平成21年度への繰越額 9億 8,237万円を減じた 135億 8,677万円が決算対象となりました。

これに対します歳入決算額は 140億 8,237万円となり、対予算では 103.6%で対前年度では24億 3,055万円減の85.3%となりました。

歳出決算額は 134億 8,103万円となり、対予算では99.2%で、対前年度では26億 2,603万円減の83.7%となり、歳入歳出差引総額は 6億 134万円、翌年度へ繰り越すべき財源 1億 7,531万円を差し引いた実質収支でも 4億 2,603万円の黒字決算となりました。

決算状況の主要指標を見ますと、財政構造の弾力性を測定する最も一般的な指標でございます経常収支比率は86.8%で前年度に比べ 2.5ポイントの減となり、財政力指数は 0.640で前年度から 0.006ポイント上昇いたしました。

また、財政健全化法に定めます各指数につきましては、黒字決算から赤字比率には該当せず、実質公債費比率は13.3%で 1.9ポイントの減、将来負担比率は31.6%で11.3ポイントの増となりました。

将来負担比率に関しましては、黒川地域行政事務組合の負担数値把握内容の変更によるもので、実質上の増加ではなかった点を含め、おおむね健全化への指向となっておりますが、財政の健全化は継続した実施によりその効果があらわれるものでありますので、今後とも事業の優先性や効率、効果的な財政運営を行ってまいり所存でございます。

普通会計におけます主な状況を見ますと、歳入における町税は、年度後

半におけます経済不況影響は次年度以降に顕在化する部分が大きく、法人の予定納税に対する還付金措置を含んで36億 9,025万円とほぼ前年度の規模となりました。

次いで、地方交付税は 0.3%増の19億 3,815万円、地方債が5億 7,129万円で、町税を含み収入に占める割合は70.5%となりました。また、国庫支出金は 9.9%減の5億 9,506万円となりました。

歳出を目的別構成比で概観しますと、総務費、消防費及び公債費を除いてほとんどの費目で減額となっております。

議会費は、議員数の減によるもの、衛生費は黒川病院事業の赤字補てんが終了したことによるもの、農林水産業費は弁天ため池周辺環境整備が終了したことによるもの、商工費は企業立地奨励金等の減によるもの、土木費は交付金対象事業の減によるもの、教育費は大和中学校増築工事終了によるものが要因となっております。

一方、総務費は新庁舎建設工事のスタートにより増となったもので、消防費は緊急安心実現総合対策交付金事業により小型消防ポンプ自動車購入によるものでございます。

これを性質別に見ますと、義務的経費が37.7%、物件費、維持補修費及び補助費等が33.2%、投資的経費とその他行政経費が29.1%となり、昨年度はおおの3分の1ほどの構成比でありましたが、その構成比が少し変化しております。

人件費は14億 5,466万円、対前年度費は93.8%で、議員、特別職、職員数の減によるものでございます。

扶助費は4億 9,724万円、対前年度比は104.4%で制度対象者等の増加によるものと判断しております。

公債費は11億 3,972万円、対前年度比は102.3%となっておりますが、償還額には1億円の満期一括償還が含まれており、この部分を除くと対前年度比は93.4%となるものであります。

次に、投資的経費は11億 4,374万円、対前年度費86.9%となっておりますが、前年度に大和中学校増築工事があったこと、及び新庁舎建設工事については発注時期の関係から一部を繰り越し措置したことによるものであります。

その他経費の物件費、補助費等、貸付金及び繰出金につきましては、そ

れぞれ減額となっており、積立金につきましては財政調整基金からの取り崩しを取りやめたほか、後年度への備えとして積み立てしたことによる増となったものであります。この結果、その他経費全体では前年度に比して3億8,893万円の減額となっております。

以上が普通会計決算の概要であります。このほか、国民健康保険事業勘定特別会計、介護保険事業勘定特別会計、財産区特別3会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業等特別3会計及び水道事業関係につきましても、黒字決算となっております。

続きまして、条例案件等についてであります。議案第66号は、雇用保険法等の一部改正に伴い、地方公務員災害補償法と船員保険法の関連部分について所要の改正を行うもの、議案第67号は、健康保険法施行令の改正に伴いまして、出産育児一時金の支給額引き上げを行うもの、議案第68号は、町営住宅家賃の納入及び住宅明け渡しを求める訴えを提起するものであります。

次に、議案第69号から議案第77号までの補正予算についてご説明を申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額4億3,076万6,000円を追加し、一般会計の総額を93億1,670万5,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費は、企業によります高速情報通信網の整備見通しが立たない、吉田地区及び宮床地区の一部について各住宅最寄り道路までの光ケーブル線整備費用について国補正補助事業により計上しております。

また、民間保育所設置を予定しております旧農協跡地建物解体費並びに税滞納差し押さえ動産のインターネット公売費用を計上しております。

民生費は、21年度版の子育て応援特別手当給付金と児童遊園4カ所の遊具整備費並びに派遣保育士費用の追加を計上しております。

衛生費は、女性特有がん検診費、庁舎移転の書類整理に伴いますリサイクル処理委託料等を計上しております。

農林水産業費は、森林整備活動交付金の増額分を計上しており、土木費は、降雪期を前に除雪経費を計上するとともに、国補正によります舗装補修事業費及び単独町道整備、維持補修経費を計上しております。さらに、社の丘地区の公益用地について、地域での利用を可能とするための整備経

費を地域の皆様との協議によって計上しております。

また、大和町バス交通環境の定時性、利便性の向上を目指し、吉岡南第2土地区画整理地内、新庁舎敷地南側……。北側です、済みません。「南側」とありますが「北側」でございます。ご訂正をお願いします。0.7ヘクタールの活用策といたしまして高速バス、定期バス、町民バスが共通して利用できるバスターミナルの整備案を策定するための費用を計上しております。

これは、さきにサテライト大和駐車場を活用しての高速バス利用によります定時制、仙台への時間短縮を生活対策臨時交付金事業として計画いたしました。サテライト大和におきまして南側敷地をコンビニへ貸借することになり、専用出入りの通路の確保が困難となったものであります。このため、同様の効果に加え、仙台市への定期バスや町民バスの活用、さらには北部工業団地等へのパークアンドバスライドも含め、町全体の交通環境改善を目指した施策推進を図ろうとするもので、今後、地域活力基盤創造交付金によります事業取り組みを目指すものであります。

消防費は、旧農協跡地にありました消防ポンプ格納庫の移転整備経費を計上いたしております。

教育費は、小中学校のデジタル放送受信のため、テレビ購入等経費、指導用パソコン等整備費と理科教育設備整備費用を計上するとともに、旧農協跡地活用に関して文化財調査や収蔵品等の移転経費を計上しております。

また、今回の補正におきましては、昨年に引き続き、職員共済費負担率増への対応を含めまして、事異動に伴います人件費調整を12月から早めて計上しておりますことから、人件費措置をしております会計の補正もお願いいたしているところであります。

以上が歳出の主なものであります。これらの経費に充てます財源といたしましては、国庫支出金が国補正事業補助金、公共投資臨時交付金、経済危機対策臨時交付金を含めまして3億 1,352万 4,000円、地方交付税は普通交付税の確定により 7,393万4,000円、県支出金 1,129万 2,000円、地方特例交付金 824万 7,000円、繰越金1,567万 5,000円ほかをもって措置するものでございます。

また、国民健康保険事業勘定特別会計は、高額療養費、出産育児一時

金、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金ほかについて見込額及び確定額により計上しております。

介護保険事業勘定特別会計は、地域福祉施設のスプリンクラー整備費用並びに前年度国・県負担金の精算償還経費ほかを計上しております。

下水道事業特別会計は、流域下水道建設負担金ほかを計上しております。

老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、人件費調整及び償還金、納付金の調整を計上しております。

水道事業会計につきましては、人件費調整と施設設備の修繕経費を計上しております。

なお、今会期中に契約案件、人事案件ほかを追加させていただく予定にしておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第4「一般質問」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番高平聡雄君。

6番（高平聡雄君）

おはようございます。

それでは、9月定例会一般質問、始めさせていただきます。

私の方では3件提出をいたしておりますので、順次お伺いしますので、ご答弁をお願い申し上げます。

まず第1点でございます。国直轄事業負担金と県事業の市町村負担金について。

まず、一つ目として、この直轄事業負担金への対応についてということでございます。

国で今、地方分権が大きくテーマとして取り上げられ、そのきっかけの一つとなったものが、国営直轄事業負担金についての全国知事会での話題があったかと思えます。国に対し、一部支払い拒否することを決めたと報道されておるのはご承知のところかと思えます。

本町においても同じように県事業負担金が存在するはずではありますが、これまではクローズアップされた経過は余りなかったというふうに考えておるところであります。その詳細は宮城県から明細が示されているか、そして、その総額は現在幾らなのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

また、納得のいかない負担金については支払いを拒否するということも含めて見直しを検討する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

二つ目としては、県事業負担金の内容についてであります。県事業費の市町村負担金における県との意見交換、どのようになされてきたのか。

あえて伺うことにした理由は、熊本県で、県議会で取り上げられまして、この市町村負担金の内訳のうち、事業費とは無関係の費用も計上していたということが明らかになりまして、より詳細な説明を県内の市町村に示した上で、県と市町村との意見交換の場を設置をすることになったと伺っております。

大和町においても、宮城県に対して町の考えを積極的に提言すべきであるのではないかとと思えますが、協議の場の設置を宮城県に求めていってはいかがかと思えますが、所見を伺いたいと思えます。

三つ目は、この県事業負担金に関する説明責任についてということでもあります。

県事業に係る市町村負担金については、地方財政法第27条の規定に基づき地元負担を課すことが可能であると。しかし、地方負担率については、その根拠が不明確なものの存在しておるようだ。この根拠が不明確なものについて、県に説明を求め、また、議会での質疑を通じて町民により詳しく伝えるべきではないかと思えますが、お聞かせをいただきたいと思えます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問にお答えをします。

まず、1点目、国直轄事業負担金と県事業の市町村負担金についての1要旨目の国直轄事業負担金への対応についてでございますが、全国知事会におきまして、国の直轄事業、特に維持管理費に対する地方負担につきまして、本来、管理主体が負担すべきことから、早急に廃止するように国に強く申し入れておるところでありまして、本年2月には、直轄事業負担金問題プロジェクトチームを立ち上げて、制度の問題点や今後のあり方等につきまして調査をし、4月8日に金子国土交通大臣に対しまして、一つとして明細の速やかな情報開示、二つとして地方の意見が反映できるような制度への改革、三つとして維持管理負担金の廃止、四つとして直轄事業負担金制度の根幹的な見直しを求めているところでございます。

ご質問の本町におけます負担金の内容でございますけれども、平成20年度の建設事業におきましては、国の直轄事業であります国営みちのく杜の湖畔公園整備事業に対しまして55万5,000円、県が主体となって実施しております流域下水道事業につきまして3,116万2,000円、また、農業関係の県営事業負担金におきましては名子沢ため池整備に364万5,000円、勝負沢ため池整備に50万円、障害防止対策事業、八志田の工事でございますが、に635万6,000円、合計4,203万8,000円となっておりますところでございます。

次に、これらの負担金に対する県からの説明でございますが、事業ごとにそれぞれ事業内容の説明がございまして、内容的には工事費とそれに関係する事務費となっており、維持管理経費に対する負担は本町においてはございませんが、今後、全国知事会が主張しております「国の事業については国が責任を持って行うべき」との意見は、理解できる部分もございしますので、今後の国と全国知事会の話し合いの動向を注目していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2要旨目の県事業費の市町村負担金におけます県との意見交換会についてでございますが、土木行政におきましては、毎年、仙台土木事務

所との意見交換会を行っておりまして、また、それぞれの事業におきましても県と直接、意見交換を行える体制にございますので、県に対する意見・要望等は今後におきましても直接申し上げていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3要旨目の県事業負担金に関する説明責任についてでございますけれども、負担率の内容につきましては、国営みちのく杜の湖畔公園整備事業におきましては、新設事業費の3分の2が国、地方が3分の1となっております。この地方負担分の3分の2が県、残りの3分の1を仙台都市圏、仙南広域の23市町村の日帰り入り込み数予測で算出した市町村別入り込み数割合により負担しておりまして、仙台市が全体の7割強で本町は0.6%となっております。

また、流域下水道事業におきましては、管渠工事において国が50%、地方が50%となっており、処理場の整備においては国が3分の2、地方が3分の1となっております。この地方負担分は、県と構成町村が折半しているところございまして、構成町村の負担割合は、日最大計画汚水量の割合をもって算出しておりまして、本町は31.34%となっております。

また、県営ため池整備事業につきましては、国が50%、県が39%、町が11%となっており、障害防止対策事業では国6分の4、県6分の1、町6分の1となっております。

その他の事業につきましてもそれぞれ負担率が定められておるところであります。県と町との負担割合につきましては、基本的には両者の協議により定めることとされておりまして、県よりその都度、協議をされておるところでございます。負担金が求められるこれからの事業につきましては、受益が本町に直接かかわる内容となっております。

議長 (大須賀 啓君)  
高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

それでは、確認の意味でもう一度お伺いしますが、明細も県の方から納得のいく詳細なもので町の方には提示してあると。それと、今話題が大きくクローズアップされている部分の経費等については、全くないんだとい

う答えでよろしいか、端的にお答えをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
明細につきましては、先ほど申し上げましたが、その都度示されておる中で進めております。

また、クローズアップされている問題はないかというのは、維持費とかそういった部分で入っていないのかという意味だと思いますけれども、現在のところ、そういった部分については大和町ではございません。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）  
要は、対立の構図だとか、一方的に物申すだとかということではなしに、これまで要するに議論の対象としてなかなか出てこなかったという部分の話でございますので、このことについては私どもとしても今後、機会、折を見てお話を聞かせていただかなければならないということを含めて、町としても定期的に、これは「都度」ということではなくて、町村会、県内町村会という窓口も含めて、その議論の場所を建設的な立場から求めていってはどうかというふうに私は考えておるわけではありますが、こういったことが県内の町村会等で話題になったということはございませんか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
この件に関しまして、正式な議題といいますか、そういった形で町村会で提案になったことはまだございません。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

先ほど前段で例として申し上げましたように、これは県側から、熊本県の県議会でのことでもありますから、県側からあえて市町村に対する説明が不足しているというようなことが示されておるわけでもありますので、そういった前例も含めて、これは一度、市町村会なのか、あるいは別の機会なのかはあろうかとは思いますが、ぜひこの負担金の現在のあり方あるいは内容について、一度正式なテーマとして取り上げていただきたいというふうに私は強く思うんでありますが、町長のお考えをお聞かせをいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、知事会の方から国の方にいろいろそういったお願いといたしますか、あるところがございますけれども、県の方でも同様に、県の立場として今度は地方、市町村に、見直しといたしますか、そういったことを同時に作業を進めているというふうに聞いております。具体的にまだまだそういったものが我々に示されているところではございませんけれども、そういった状況なども見据えながら、今後、なお透明性というものを高めていかなければいけないわけですから、そういった議論もこれから必要になってくるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

それでは、次の質問をさせていただきます。

二つ目の質問であります、マニフェストの評価についてということ

伺いたいと思います。

大分マニフェストという名前も浸透し、今回の国政選挙においても大いなる議論が展開されたところではありますが、議院内閣制である国政と私たちが所属しております地方議会、直接選挙による二元代表制をとっておる関係上、マニフェストといってもローカルマニフェストという一つのくくりの中で今は議論をされておるところであります。一方の直接選挙で選ばれた町長は、独自の政策目標を掲げて3期目の町政運営をなさっておられます。ちょうど中間点に当たるこの機会に、これまでと今後の町政の行く末を考えたときに、このローカルマニフェストの存在というのはますます大きな位置づけをされてくるんだらうというふうに考えておりますので、その観点からお伺いをします。

浅野町長のマニフェストの設定についてまずお伺いをします。

浅野町長は「これまでの実績とこれからの挑戦」を示しておられますが、その施策についてはインプットとアウトプットの情報だけが記載されており、そのことが達成されることによってどのように環境が変わるのか、町民利益が示されていないと。そこで、これからの挑戦が達成された後のイメージ、要するにアウトカムでしょうか、成果ですね。これはどういうふうに持つておられるのかお聞かせをいただきたいと。そして、その達成度を測定するために想定されている指標もあわせて伺いたいと思っております。

二つ目は、その工程表と進捗状況についてであります。

浅野町長は、積極的に掲げられたマニフェストの実現に向けた取り組みを日々重ねられていると思います。その進捗状況の評価は、現在、だれかが行っておられるのでしょうか。

また、一部の首長には、第三者評価や市民参加による評価などを積極的に行っている事例もあるが、本町においてそのような取り組みを行う予定があるかどうかあわせてお伺いをしたいと思います。

三つ目は、このマニフェストの普及についてではありますが、今回の国政選挙でもマニフェストによる政権選択が繰り広げられたわけではありますが、公職選挙法の改正を経て、国会議員の方々と知事、市長、町長、村長、首長さんたちのマニフェストについては、選挙期間中においても頒布ができるというふうになったわけでもあります。しかし、先ほど申し上げま

した二元代表制直接選挙を受ける立場である我々地方議員の方は、現在認められておらない状況であります。次期の統一地方選挙、これが一つのその試金石と現在言われておるわけでありましたが、ここまでの間に頒布を解禁すべきという声が日々高まってきておるわけでありましたが、既に町長はご自身の前回選挙の折に頒布を経験されている立場上、このことについてどういう所見をお持ちなのか、実体験を含めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、マニフェストの評価についての質問でございます。

私はこれまで、住民参加による透明性の高い町政を目指しまして、町民皆様の積極的な町政参加と協働のもとに、財政健全化を基本に町民生活の向上を目指して、本町発展のためのまちづくりを進めてまいったところでございます。この町政に対します開かれた町政、住民主体のまちづくりの基本姿勢につきましては、これは当初からでございます、3期目、今も変わっているものではございません。

議員のご質問ありましたこれまでの実績、挑戦でございますけれども、これはパンフレットに載せたものでございますが、2期8年間の成果と3期目に向けての挑戦する施策を選挙公約として配布したものでございます。

先日行われました第45回衆議院議員総選挙におきましては、各政党がマニフェスト、政権公約を掲げ、国政選挙を戦ったのは皆様了知のことと思っております。こうした国政の場や都道府県知事選挙等でマニフェストの導入は平成15年ごろから始まったとされておるようでございます。

さて、3期目に当たっての選挙公約といたしまして、これまでの実績、これからの挑戦といたしまして、一つにだれもが安心して暮らせる社会福祉、二つに未来を担う人づくり、地域文化の創造、三つに安全安心な生活環境の整備、四つに自然の恵みと技術が連携した産業の展開、五つに計画を推進するために、六つに民間委託の推進、の選挙公約として六つの項目

を選挙公約として挙げたところでございます。

そして、これらの諸施策を推進するに当たりましては、まちづくりの基本計画でございます総合計画との調整を図るべく、町内各層からなります総合計画策定懇談会委員のご意見や総合計画審議会委員の提言等を受けまして、本年3月の定例議会におきまして「大和町第4次総合計画」の議決をいただいたところでございます。

また、この計画推進のための具体の事務事業の推進に当たりましては、平成21年度から平成23年度までの3カ年の第1次実施計画においてお示しをしておるところでもございます。

次に、総合計画の実施状況や成果につきましては、決算審査や決算認定等におきまして提示しております主要施策の成果に関する説明書等で監査委員や議会等でご説明をし、認定をいただいております。今議会でも20年度の決算内容をご審議いただくお願いをしているところでございます。

このほか、決算状況につきましては、広報紙を通じ町民の方々へも周知を図っているところでございます。

最後に、平成19年度の公職選挙法の改正から統一地方選挙での首長選挙においてビラという形でチラシの配布ができるようになりましたが、議員が触れておられますように、地方議員選挙では認められていないようでございます。今後、選挙公報以外にそういったチラシという形で広く伝える手段があってもいいのではないかというふうに思うところもございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

まず、総論的に申し上げたいんですが、この答弁については、どうも最初の1、2行を除いては、町の総合計画に対する考え方あるいはその検証の仕方、あるいはその広報の仕方というようなことでお話をされておるようでありますが、私がお伺いをしているのは全くそういうこととは違っておりまして、浅野 元町長が町長に3期目、立候補されたときに掲げ

られたそのマニフェストについてどうなんですかというふうに伺ったわけでありまして。大変恐縮であります、その観点から、この町民利益、町長がお示しをされている、お手元に多分あるんだろーと思っております、町民の方に直接お渡しをした4次計画ではなくて、あなたがお示しをされたものに対して、町民、それが達成された場合にどういう具体的な利益があるんですよということをお聞かせをいただきたい。

例えば、私が答えるわけにはもちろんまいりませんが、例えば子育て支援の環境、子供たちの未来のために何とかしなきゃならないんだということも掲げられております。その一つとして多分、公設民営の……。失礼しました、民営の保育所ですか。そういったことなんかも実現しようとしてされているんだろーと思っております。そういったものを着々とやっていく中で、一体町民をどういうところに自分は連れていきたいんだ、あるいはこういうことを達成したいんだということを、行政の長としてではなくて、政治家浅野 元としてどういうことをお伝えをされたいのかということをお聞かせいただきたいということなんです。

ですから、その観点からこの三つの、端的に結構です。この3問について、3番目はマニフェストの普及ですから、その前段の二つについても一度、浅野 元マニフェストについてどういうふうにお考えなのかをお聞かせをいただきたいと。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マニフェストという表現をされておるところでございますけれども、マニフェスト、いわゆる政権公約といいますか、そういった形で今回いろいろ言われております。私、このパンフレット等に出しているにつきまして、マニフェストというか、とり方、いろいろあるんだろーと思っております、選挙公約といいますか、そういった考え方で、こういった基本的な考え方で皆さんとマニフェストと一緒に進めていきたいと思いますという示し方をしております。したがって、具体的にこれをこうつくりますとかという形の表現ではなくおとるところでございますけれども、基本的な考え

方、安心して暮らせる町、未来を担うというようなそういうことで、今お話しあった民設幼稚園をつくりますとか、そういった具体的な表現はしていないということなのですが、私はそういった基本的な考え方をまずお示しをしているということでございます。

それと、総合計画の説明というお話になりましたけれども、基本的に町の総合計画というのがあるわけですから、その計画とやっぱりあわせたいと思いますか、中でまちづくりを進めていくという基本があるわけですから、そういった観点からお答えをさせていただいたところでございます。

どういうところに住民を連れていきたいかというか、お話でございますけれども、これもまたぼわっとした表現になるかもしれませんが、私の場合は、だれもが住みたいまちづくりと、子供たちから大人、お年寄りまで住みたくなる町、住んでいたい町、また、子供たちが大人になってからも住みたいまちづくりという基本的な考え方を持って進めておるところでございます。

その中で、いろんな教育の部門、または福祉の部門それぞれあるんだというふうに思っておりますが、それについては、ここに書いてある中で、例えば学校の教育については学校の再編等々もやったり、そういうこともありますし、具体的に幼稚園につきましては、今度待機児童が多くなってくれば、保育所ですね、そういった部分について進めていきたいというふうな示し方をしているところでございます。

そういった意味合いにおいて私が公約という示し方をしているということでございますので、逆に、マニフェストのように具体性がないと言われれば、この期間にこれをつくります、どうですという表現からはちょっと離れている部分があるかもしれませんが、私は大きな視点でといいますか、皆さんにイメージをしてもらうために、という思いの中でこういったパンフレットをつくり、選挙のときにはありますけれども、皆さんにこれからこういった形で取り組みたいというお示しをしてきておるところでございます。したがって、じゃこれから何を具体的にするんだというのは、もちろんあるわけですが、そういったものは表現はしていないといえますか、状況になっております。

マニフェストというとらえ方というのが非常に、よくもあり難しい部分もあるんだと思います。まちづくりというのは4年で終わるものではなく

て、ずっと続いていくわけですね。その中で、4年間の中で、必要なものはもちろんやらなければいけないんですけども、これをやります、これだけにこだわりますという、こだわりますという言い方は失礼かもしれませんが、という形でいけるものではないケースがあるんだというふうに思っておりますので、そういった中で私は、その都度と言ったら変ですけども、そのときに出てくる課題もございますし、そういったものにも対応しながら、将来的にどういうまちづくりとえば、先ほど言ったみんなが安心して住める、子供が大人になってもやっぱり大和町がいいと言って住んでいitくなるようなまちづくりを目指しているということでございます。

議長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

大きなところでの方向性、指針を書いたものが前回示したものだというようにお話をいただきました。一方で、予算規模で言うと80億相当の年間予算、一般会計だけでもですね。を使って、ほとんどが新規事業ではなくて継続したものなのかもしれませんが、毎年毎年、事業を展開されておるわけであります。

何度もお話しされたように、新たな大和町の十数年間に及ぶ総合計画もおつくりになられた。3年ごとに見直すとは言うものの、町の方向性あるいは具体的な施策の展開については、これは行政の長である今度は浅野リーダーをトップとして、現在ここにお座りいただいている幹部の職員の方々がその実現に向けて着々と執行されていくということに当然なるわけではありますが、これまで、今町長がまさに申されたとおり、私たちも含めて、どうも抽象論だとか夢だとか、そういったものを描いた中での議論が、大きく面積というか、その議論の幅が広がってしまって、その検証をするといったときにどうも不十分ではないかということがあるのではないかと。そのことから、どうしても具体的な財源の裏づけとともに、いつまでにこれこれの事業をやるべきだ、しなければならぬという方向に政治も向いてきているというふうに現実はなっている。危うい部分もあるんだら

うというようなお話もいただきましたけれども、一方では、この間の新聞紙上にもあったように、政治家のみならず行政のリーダーたちが、そこは部制を敷いているから部長マニフェストとして、町民に公約を掲げている自治体ももう大分多く点在するようになってきたと。これは、首長が個人的に示す公約プラス総合計画に示した事業とすり合わせをして、その上で担当課長さんたちが今年度はここまでいきますということを、財源を示しながら具体的に住民の方々に示して執行しているというような状況であります。

私たちの町、決して大きな町ではありませんし、先進的にいろいろなものに取り組んでいる町でもありませんけれども、時代は確かに変革を求めていますし、これまでのやり方でいいということではないことだけは間違いのない時代であります。この浅野マニフェスト、浅野町長の公約ですか、これが残された少なくとも2年間の間にどれぐらいの達成率に届くかまで、やはり、少なくとも第三者や住民とは言わなくても、ご自身で評価をされて、ならば何かの機会、どういう形かでも町民の方々に現在の立ち位置をお示しになることがさらなる信任を深めることになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員ご指摘のことにつきましては、これまで、第3期目をやっておりますが、2年間の成果といいますか、そういったものを自分で評価し、または町民の皆様方に評価をしてもらって、そして今後の残り2年間にその意見を十分踏まえた中でまた真摯に取り組めというご指摘だというふうに理解をいたしております。そういった意味からすればそのとおりであろうというふうに思います。

私も今、ちょうど2年目になっておりますが、2年間、ちょうど半分になってきた段階で、この3期目にかかる思いがあったわけでございますけれども、常日ごろ、そういったものについては自分なりには検証するかどうか、そういうことはやっているつもりでございますが、そういった形で

再度、自分でもそういった改めるといいますか、確認をする、次に向かって進むべき方向を自分でも再確認をする。また、そういった機会かにおいて、そういった皆さんからのご意見もちょうだいし、次のこれからに向かって役立てていくという、そういった場といえますか、そういった機会が必要であれば、ますます気持ち的にもやっていけるというふうに思います。そういった機会、そういった機会があるのかということもございませうけれども、例えば町民懇談会とか、そういった機会もあるわけでございますので、そのときにどういう形でできるか、そういったお話し合いもできれば、そういった機会も利用させてもらえればというふうに思います。

議長　長　（大須賀　啓君）  
高平聡雄君。

6　番　（高平聡雄君）

あわせて、先ほど申し上げました、これは小さくて見えないと思いますが、これ東松島市でホームページを通じて市民の皆さんに公表している、顔写真入りの、部長さんだそうですね、部長マニフェストと言われるものだと思います。こちらが二つの、二重丸だとか一つ丸だとかついておりますけれども、これについては先ほども申し上げましたように、市長の個人のお約束、それと市の総合計画との整合性、優先順位を並べて、片方では二重丸、片方では一つ丸というようなことをやるんですね。これは8月から示しております。町で取り組むかどうかは別として、こういった手法もあって、常に私、自分も考えて申しますけれども、やっぱり謙虚に、自分も本当に今、自分で言うことを自分にはね返して考えておりますが、いかにこういう検証のできる形で公僕公職としての役割を果たしていくかというのは非常に大切なことであろうというふうに思います。

このことについても研さんをしていただいて、具体的にこれに取り組む、取り組まないじゃなくて、これを研さんしていただいた上でどういう大和町としてのやり方があるかどうかということを検討していただけますか、一言だけお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、東松島市の例を挙げられたようでございます。ちょっと私、具体的に内容も、済みません、勉強不足で把握していないところがございますが、いろいろそういった検証とかそういったことは必要であろうというふうに思います。どういう方法でやれるのか。ただ、部長マニフェストとかそういったものがどういうものなのかですね。部長がマニフェストを出す、どういうものに対して出すものか、そういったことについてもいろいろ課題といいますか、あるのではないかというふうにちょっと今、考えておるところでございますが、そういったものにつきましても勉強させていただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）  
それでは、三つ目の質問を……。

議 長 （大須賀 啓君）  
よろしければ、途中でありますが、ここで暫時休憩したいと思います。  
休憩時間は10分間とします。

午前11時11分 休 憩

午前11時21分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、3番目の質問をさせていただきます。大和町の財政についてということでお伺いをします。

1 要旨目として、上限金利の見直しということについて伺います。

財源確保策として、大和町においても町債の発行、町が直接、金融機関等から借金をするというを行っておるわけではありますが、この大和町における起債時の上限金利、これが定められているのか、定められているとすると何%と設定しているのかお伺いをします。

二つ目、金利設定における私たち議会との関係について伺います。

この上限金利が市場金利と乖離している場合、要するに市場金利と大きく差がある場合、町としては見直しをするという考え方に立つのかということでもあります。そして、この見直しの有無は、財政規律とよく言われますけれども、お金の出入りに関する要するにルールづくりですね。それに対する町長と議会の議論、要するに町民を代表する18名の議員たちの理解を得るためには、当然安くて金利の余りかからないお金を利用するんだというのは、もちろん町長も議会も基本的なところでは一致するんだろうというふうに思います。そういった観点から、前段の質問でも取り上げさせていただいた現在ある金利との整合性、要するに現在借りている借金の金利というのは果たして町民から理解を得る水準にあるのかということも議論するこの議会と、どういうふうに町長は対峙していくのかをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

三つ目、町債の中の特会基金、要するに特別会計で留保している貯金、これについてお伺いをします。

その中でも大和町にある財産区特別会計、これについてであります、これはここ何年か議論をしてきたところではありますが、それまで基金条例なるものが足かせになって、基金の運用目的以外には使用してはならぬという国の指導のもとに、聖域として全く運用されずに低金利時代には死に金としてただ置かれてきたと言っても過言ではないのではないかと。そのような中、ペイオフに始まる金融の自由化、これによって、体力の不足している金融機関のお金は、仮にこのような基金であろうともその責務は1,000万までしか保護されずに、それ以上のものについては金融機関に万が一のことがある場合には例外なく未回収になってしまうと、消えてなくなってしまうということがきっかけの一つとなり、また、基金の柔軟運用につ

いて総務省も考え方を方針を変えて、大和町も最近になってこの財産区基金を町の借り入れの一部充当金に充てるということで運用を始められました。

この財産区については、管理会が管理をされているというのは当然のことではありますが、浅野町長は管理者としてその頂点に立っておられるわけではありますが、具体的にこの基金運用について、各財産区と定期での協議は実施しているのか。要するに有効運用について実施されているのか伺いますし、また、町、財産区双方の財政運営に有益となる基金の新たな借り入れ、これは私がそういうふうと思うんでありますが、これはぜひ推進すべきではないかというふうに考えておるわけではありますが、ご所見をお聞かせください。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、1点目の町債発行の上限金利の見直しについてでございますけれども、現在、町が特定の定めとして上限金利を定めている状況とはなっておりません。それは、地方自治法第230条の規定によりまして、予算の定めるところによって地方債を起すことができ、起債の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法を定めることになっております。また、その様式につきましては、地方自治法施行規則第14条によりまして定められておりまして、予算に付随する地方債として示しておるところでございます。

平成21年度の予算におきまして年5.0%以内としておるところでございますけれども、これにつきましては、起債借り入れについては総務省及び県の同意を要することになっておりまして、この同意の中で資金融通先についても指定される内容となっております。

資金先につきましては、公的資金、民間等資金がございまして、おのこの期間、借り入れの金額、償還期間等によりまして利率設定が違ってまいりますので、それらの内容を総合勘案して現在は5.0%以内としていると

ころでございます。

実際の借りに際しましては、融資先において決定されておるものについてはその定めによって利率が決定されておりますし、また、民間資金の場合につきましては、各金融機関から貸し出し金利の見積もり提出を依頼いたしまして、最も低い提示の機関から借りに入れているところでございます。

2点目の金利設定におけます議会との関係についてでございますけれども、地方債に関する条例等については、予算の1項目として議決対象となっておりますので、起債金利、予算書に起債している金利の変更が必要な場合には改めて地方債の変更として議決をお願いをするものでございます。

3点目の町債と特別会計の基金についてでございますけれども、各財産区基金運用に関する定期的な協議というものは現時点では行っておりません。しかし、基金の運用について財産区管理会で話題になる場合があります。運用方法に関する検討は必要であれば行ってまいり所存でございます。

双方に有益となる基金の新たな借りに入る推進につきましては、これまで実例があるところですが、資金を充当する事業につきまして財政健全化法等から留意点や調査確認が求められることがありますので、それらを含めた対応が必要になってくると、このように思っております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)  
高平聡雄君。

6番 (高平聡雄君)

まず、現在の利率が、定めてはいないけれども実質的に5%というのがことしの目標だということなんでしょうか。この5%というのが、私たちがよく耳にする、昔は公定歩合と言いましたけれども、現在は基準貸付利率と言うんですか、そういった言い方に変ったそうでありますが、これは現在、直近で0.3ぐらいなんでしょうか。一番安いところで0.1%というようなことであります。また、主要銀行での長短のプライムレート、こ

れも貸出金利に当然連動しているものでありますが、これでも直近で大体1.95、これは8月11日現在でありますけれども。

そういう金利情勢の中で、5%というのは膨大に高いというような見方もされなくもないという状況であります。特に、現在、財政の規律を強く求められている中では、常に見直しを進めてできる限り安い金利への借り換えというのは当然されているべきだろうと。そういう中では、私どもの立場である議会も今後もますますその金利動向については注視をしていかなければならないというふうに考えてございます。そのことについて、現在の金利のあり方という、5%と定めているものについて、町長、これでいいんでしょうか、お聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お答えします。まず、この金利につきましては、定めてはいないけれど5%ということではなくて、大和町として例えば5%ですずっとやっていきますよという定め方はしていないと。毎年の予算の中で今年度は何%、今回は5%ですけれども、5%を上限とするということで予算に折り込み、議会にお諮りをして承認をいただくということでございまして、ずっと毎年変わるといえばそういった性質のものでございます。

あと、その金利につきましては、先ほど申しましたとおり、5%というのは政府借入基金とか民間から借り入れるすべてを含んでおりまして、そういった中でそれ以上高くないということですから、ある程度幅を持った5%という形になっておりまして、これが現実的に5%までだったら借りていいというものではなくて、政府等の貸し出しにつきましては、政府の経済状況を勘案した中での利率が決定しておりますし、そういった場合につきましては当然、その経済状況の中での決定がなされている利率になってまいります。

また、民間から借りる場合には、当然その期間なり金額によって多少変わってくるわけでございますので、それらにつきまして各金融機関に対して見積もりといたしますか、もらった中で、一番有利なもの、当然率の低い

ものやっっていくということでございます。

また、利率が高い、政府資金でも昔からといいますか、長いやつですとずっと以前に借りたやつが、預金金利が高ければ貸し出し金利も高かったという時代もございますので、そういったものもありますけれども、そういったものにつきましては今、借換債とかそういった形で切りかえて、金利の安いものにしていくという方向で進めております。物によっては全部一遍に返さなければならないとか、そういった制度もあつたりもするわけでございますけれども、できるだけ有利になるように、むだなと言いますか、金利を払う必要のないような手続は常日ごろ思っている中で、切りかえたりしてできるだけ低い利率の方にやっておるのが現状でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

最後に、宮床財産区5億7,400万円、落合財産区3億2,600万円、基金残高があります。このことについて、管理者である町長が、今言った財政規律を守った上で、効率運用する私は最優先資金だというふうな認識を常日ごろ持っております。このことについて、積極的に管理会と議論をして町の財政の一翼を担うような使い方をされるかどうか。されてこられたんですから今後も当然検討はされるんだろうと思いますが、なお、この定期協議を深めていかれる所存はございますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

財産区の件ですが、お話のとおり、今一部利用している部分がございます。管理会の委員の皆様方のご意見もあるわけでございますので、提案をしてご理解をいただければということがあります。ただ、先ほども申しましたとおり、今、財政健全化の方の中でいろいろ制度について調査確認等があるわけでございますので、その制度の中で、できるものについてはそういった利用はしていきたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）  
これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。  
8 番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）  
それでは、通告に従いまして、3件の質問をさせていただきます。  
1件目といたしまして、「介護支援ボランティア制度」を導入してはどうかという点であります。

この制度は、65歳以上の高齢者が対象で、ボランティア活動に応じてポイントが与えられる制度であります。自分がボランティアした時間をポイント化し、貯めておくことで、将来、介護が必要になったときにそのポイントで介護サービスが受けられたり、ポイント換金で介護保険料負担を軽減できるなどの、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて高齢者自身の介護予防を進めることを目的としている事業であります。

介護ボランティア事業へ参加しようとする高齢者のための施策であります。この制度を開始しているところでは、2割ほどがこの制度をきっかけに新登録し、高齢者の社会参加活動を始めているというところがあります。こうした社会参加活動を通じて、元気な高齢者が増加することによって、自分自身の介護予防と介護給付費等の抑制につながると思います。その観点から3点お伺いします。

高齢者ボランティア活動に登録されている人数はどの程度なのか。

二つ目、介護支援ボランティア事業として活動できる支援事業はどのくらいあるのか。

3点目、ボランティア活動をしている方々がほとんど高齢者になることから、その方々がいつまでもお元気で生きがいを持ってボランティ

ア活動ができるような環境整備として、介護支援ボランティア制度の導入について町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの堀籠議員のご質問にお答えをしたいと思います。

65歳以上の高齢者が地域で介護支援のボランティアをすることで介護保険料が軽減できる「介護ボランティアポイント制度」が導入されまして、2年が経過しておるところでございます。平成19年9月に導入を図った稲城市を初め、全国で15自治体の実施しておるようでございます。1時間の活動を1回とカウントして、年間50回の活動で5,000ポイントとなり、1ポイント1円の評価でポイントの累積も可能となっております。1回当たり5,000ポイントを上限に換金できる仕組みとなっており、介護保険における地域支援事業として運用できる制度でございます。

ご質問の高齢者ボランティア活動に登録されている人数でございますけれども、町内の高齢者ボランティア活動では、生き生きサロンボランティアで20年度では889名の方が活動に参加しております。ひとり暮らし高齢者世帯への配食サービス、調理配達ボランティアとして70名の方が、ボランティア友の会、各地区全部合わせて400名の方、この方々は特別養護老人ホームや養護老人ホームなどで奉仕作業、介護支援を行い、JAあさひな助け合い組織、チューリップの会では51名の会員で有償による家事援助、身体介護活動などのボランティア活動を行っております。社会福祉協議会によります大和町ボランティアセンターでは、約800人の登録により演芸ボランティア、配食サービス運転、手話奉仕、音楽活動を実施している状況となっております。

次に、ボランティア活動の事業はどのぐらいあるのかということですが、町内におけますボランティアといたしましては、生き生きサロンでの食事・演芸ボランティア等と配食サービス、老人福祉施設での奉仕活動・介護支援、高齢者世帯やひとり暮らし世帯に対します見守り訪問などが考

えられるところでございます。

介護支援ボランティア導入についての考えでありますけれども、制度導入を行っている全国15自治体を見ても、東京都を中心に実施されておりました、なかなかそのほかに広がらない状況にもあるようでございます。これは、介護保険事業での地域支援事業の中での事業ということもありまして、施設活動を優先する介護支援が主体となり、登録施設以外の活動まで範囲が広がっていないなどの課題もあるところでございます。

取り組みに対する考え方でございますけれども、制度の普及に、先ほど申しましたとおり広がりを見出せない状況等もあります。導入については今後の検討課題とさせていただきたいと思いますが、高齢者自身が社会参加活動を通じた地域貢献やみずからの介護予防につながる活動は、大変重要と考えております。このため、高齢者のボランティア活動に対する奨励、支援の環境づくりについて、今後とも積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

検討課題とするということなんですけれども、8月末現在の本町の人口は今、2万4,742人で、このうち65歳以上が5,027人、高齢化率が20%となっております。そのうち、65歳以上5,027人のうち介護認定者数が758人、15%となっております。758人が認定者となっているんですが、やはりこれらに対するボランティア活動、これはボランティアする方々の善意によって行われるものなんですけれども、やっぱりその善意が知らないうちに評価されてそれがポイント化されるとなると、やはり介護支援ボランティア活動への関心が高まって、それが結果としてボランティア活動に参加することによって自分自身の介護予防につながると思うんです。ですから、介護認定者が758人からなるべくふえないように、そして元気でそういう活動に参加できるような施策が大事じゃないかなと思っております。

答弁の中で「余り広がりを見せていない」ということだったんですけれども、この広がりというのは地域性があると思うんです。今、東京を中心

にということなんですが、結局、東京の方だと隣で何をしているかわからないという、そういう生活の中でのそういう意識がすごく低いものですから、こういう郡部、私たちの生活圏の中では、やはり共助の精神というのはすごくあると思うんです。なものですから、そういうボランティアに対する共助の意識が強いものですから、どんどんどんどんそういう制度が入ることによって広がっていくんじゃないかと思うんですけれども、町長、もう一度そこをお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町 長 浅野 元君

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、そういった介護、お手伝いをすることによって生きがいを持つ、そしてそういったやりがいを持つといいますか、気持ちに張りが出るといいますか、そういったことは非常に大切だと思っておりますし、この大和町、共助の気持ち、非常に強い地域だというふうに思っております。

先ほど申し上げました広がりがないのは何だろうなということがありますが、東京の方で、逆に東京の方でしかやっていないという現実があるんですね。これをよく見てみると、やっぱり施設等でのお手伝いといいますか、ポイントにするためにはある程度そういった約束事がありまして、そういったところでお手伝いをすることによってポイントがつくとか、そういった制度の、何ていうか規制がある中で、施設等がいっぱいあるところの方が逆にやりやすいといいますか、そういう状況になっているのかなという気がしております。具体的に、広がり、東京の方ではどういったところでそういったお手伝いをしている人が多いのか、その施設の具体的なところまでちょっと調べておりませんが、要するにこの制度を利用して働ける環境、環境といいますか、が都市部の方がそういった施設が多いだけに整っておるのではないかなというふうな気もしておるところがあるんです。これは施設等の理解もいただきながらやっていくことだと思うんですね。やっぱりボランティアで1対1でおつき合いをする、個人でやるのだったらまた別でしょうけれども、施設に行ってそこに行ってお手伝

いをしてもらうということは、施設の規則の中でもやらなきゃいけないとか、そういった部分もあるのではないかというふうな気もしておるところでございます。そういった意味で、先ほどちょっと広がりがないと申し上げましたけれども、ではその広がりがない原因といたしますか、その辺につきましてもやはりもう少し調べるといたしますか、そういったものがこの地区でカバーできるものなのか、それともまた違った理由なのか、そういったものをもう少し研究する必要があるのではないかというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

当然、施設でのボランティアというのも必要なんですけれども、大和町の場合、生き生きサロンとか、いろいろ、あと宅配とかいろんなものがありますけれども、やはりそういう生き生きサロンなんかでボランティアをしている方々の話を聞きますと、当然これは自主的にボランティアとしてやっているんですけれども、やはりボランティアをやって朝から夕方まで、準備から片づけまであるんですけれども、やっぱりその中で生き生きサロンだったら2時間、あと別な支援事業だったら何時間というふうにして、町独自でそういう取り組みをされることも考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
そういったものも考えられるかもしれません。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

そういうボランティアの人たちがボランティアしながら、いつかは自分に返ってくるという施策を町独自でぜひ検討していただいて、そしてこれから団塊の世代の人たちが前期高齢者に突入しますので、その方が全員、そういうボランティアの社会活動に参加して、いつまでも元気でいきいきとした大和町になってくれればいいなと思っておりますので、ぜひ町独自でもいいですから、そういう施策を検討して実行に移していただければと思いますが、一言お願いします。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどもお答えをしておるところでございますけれども、ボランティア活動に対する支援、環境づくりというものは大切だというふうに思っております。また、ボランティアをやる方の気持ちというんですか、ボランティアというものでやっている中で、という気持ちももしかしたらあるかもしれませんので、そういったことも考えながら、そういった支援の環境づくりに取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)  
堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

では、次、2件目に入らせていただきます。2件目といたしまして、特定不妊治療医療費の貸付制度を導入してはどうかという件で質問を行います。

不妊と言われるのは、結婚した夫婦が2年以上妊娠しない状態を言います。子供を望んでいながら子宝に恵まれなくて悩んでいる夫婦は8組に1組いると言われ、年々増加傾向にあるようです。その反面、若さゆえの過ちやさまざまな事情で途中で命を絶たれる赤ちゃんが、年間12万人以上いるとも言われております。少子化が叫ばれている中、本当に残念に思います。

宮城県において特定不妊治療費助成事業があり、その目的は、次世代育成支援の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して高額な医療費がかかる特定不妊治療の一部を助成することにより、夫婦の経済的・精神的な負担の軽減を図るものとあります。しかし、この助成事業は治療1回、今までは10万だったんですが、21年から15万になりました。その15万円を年2回までの通算5年間で、夫婦の所得合計730万円という制限があります。

しかし、この助成事業は多額の治療費のほんの一部でしかありません。不妊治療は原因を検査して調べるわけですが、一部健康保険対象となる検査においても、数々の検査を受ける自己負担は15万円以上にもなり、その中でも3回目以降は保険の対象から外れる検査項目もあります。また、体外受精、顕微受精の不妊治療を特定不妊治療と言いますが、特定不妊治療は1回で済むものではなく、3回から5回、多い方で30回という、いつ妊娠できるかわからない長い年月と多額の医療費がかかり、途中で断念してしまう夫婦も数多くあります。不妊治療は一生懸命になればなるほど費用がかかってしまいます。

子供が欲しくて悩んでいるご夫婦に、せめて経済的負担を軽減し、不妊治療に専念できるような施策を講ずることが必要ではないかと感じております。その観点から、特定不妊治療の貸付制度について町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

特定不妊治療につきましては、県で特定不妊治療費助成事業として、指定した医療機関におきまして特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された夫婦を対象に、1回の治療につきまして15万円で1年度当たり2回までとして助成期間が5年間という内容で実施されておるところでございます。特定不妊治療として行われる体外受精や顕微受精は、子供が欲しくても妊娠できず、不妊治療を受けているご夫妻に対して行われるものでございまして、治療の効

果が残念ながらあらわれない場合もあるとも考えられます。このため、貸付制度を実施した場合、治療に要した費用の貸付金だけが残るといったことも考えられます。不妊治療については、県の助成事業の活用についての周知を図るとともに、今後、制度の充実につきまして国・県などに要望してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番（堀籠日出子君）

この不妊治療でありますけれども、全く保険のきかない診療費を、人工授精は不妊治療と言いますが、これが1万円から3万円、1回。特定不妊治療と言われる体外受精は30万円程度、顕微受精は50万円程度が目安となって費用がかかります。体外受精や顕微受精までの費用は本当に高額になりまして、成功しても出産に至るのは15%から20%とすごく確率が低いために、何度もその治療を受けなきゃないというのが経済的負担にのしかかってくることになります。

近年は、晩婚化やストレスの増加の影響で不妊に悩む夫婦が50万組以上いると言われております。その中で治療を受けているのが14万件くらい、あとの夫婦は治療が受けられないという報道もありました。

そこで、これは宮城県の保健福祉課からの特定不妊治療助成事業の件数でありますけれども、19年度は県内で413件、20年度が437件で、黒川郡では19年度が43件、20年度が42件が助成事業を受けておられるようです。医療費の貸付制度というのはどこでもまだ自治体としては取り組んでいるところはないんですけれども、やはりこの事業を全国に先駆けて、子育て支援の一環として、さらには定住者促進を図る観点からも必要な事業になるのではないかなと思いますので、ぜひこの件について町長の所見をお伺いいたします。

議長（大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういった治療を受けられる方の気持ちというのは、十分にわかりません。子供さんが欲しくてなかなかできない中で、そういった努力と申しますか、治療を受けられるということ、そういった中でございます。費用もかなり高額であるということ、お話のとおり、そのことがうまくいっても、出産までにまたそういったパーセントでということでございます、大変なんだろうなというふうに思っております。

そういった中で、貸し付けということでございますけれども、貸し付けに対して、貸し付けですから返してもらうというお金になってくるわけでございます。そういった経済的負担というものが、どちらがいいかという話もあるかと思うんですけれども、どちらがいいかというか、負担なもので、お子さんができてももちろんそれからいろいろ費用がかかってくるわけでございます。どちらにしてもお金がかかってくるわけでございますので、貸し付けというものについてはやっぱり返してもらうということがあられるわけで、非常にその経済的負担と申しますか、そういったものも大きいのではないかと申すところでございます。全額ということであればまた、その中の難しい話でございますし、その辺非常に難しいなと思うところがあるんですが、経済的負担ということについて、後々まで残るお金でございますので、その辺の考え方、ちょっと難しい判断でありますけれども、そちらの方が負担が大きくなるのではないかなというふうに思っているところではございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

町長からすると貸付金だけが残ってしまうという心配もされていることもあるんですけれども、やはり、治療費が途中で不足して継続して受けられないという夫婦が結構いるんですよ。その中で、足りない分、このぐらいいは貸し付けしますよという制度があれば、徹底して治療を受けられるようになると思うんです。そして、徹底して治療を受けた中で、どうしてもだめだったらこれは納得して、もうだめなんだなというので返済に回ると

思うんですけれども、やはり私が一番残念なのは、費用がなくて途中で断念するというのが一番残念だなと思うんです。なものですから、もう少しその辺を考慮していただきまして、結構、奨学資金とか、あといろんな町にも貸付制度がありますけれども、やはりそれらと同じようにというか、当然目的が違うわけなんですけれども、やはり経済的にそんなに心配しないで、その制度があることによって治療が受けられるという、そういう安心できるような施策は必要じゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
難しい問題だというふうに思うんですね。お話のこともよく、そういった費用が不足のために治療を断念される方もいるということで、そういった方について、何ていいますか、思う存分といいますか、やる体制ということもわからないわけではないんですが、金額的にもかなり大きなものになってくるということ、そういった中で、貸し付けという中でどうなのか……。そういった方々のお話を聞いたこともございませんので何ともあれでございましてけれども、そういったことを町の方でも人とか特定できる資料はございません。県の方でそういった手続等をやっておりますので。ですから、県のそういった担当の方のお話とかもいろいろ聞いてはみたいというふうに思いますけれども、実際、今のところ、どうしても、言ってみれば借金だけが残ってしまうというような方の心配が私はちょっと先に立ってしまっているところがありますので、そういった方のお話を、直接聞けるわけではありませんけれども、そういった方の考え方といいますか、そういったことを県の方の担当課で、もしお話しただけかどうかわかりませんが、そういったお話も聞いてみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
2件目はいいですか。（「2件目はいいです」の声あり）  
では、途中ですが、ここで休憩します。再開は午後1時とします。

午後0時02分 休憩  
午後0時58分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

それでは、3件目、この事業は子育て支援の原点になるんじゃないかなと思っております。

結婚相談員はいるもののなかなか結婚までたどり着くケースが少ないことから、結婚支援事業の強化について質問を行います。

第1次ベビーブーム世代、昭和20年から25年生まれが結婚適齢期と言われた25歳前後の婚姻件数は、年間100万組を超えたと言われました。しかし、近年は晩婚化や未婚者の増加で、そのことが少子化の要因ともなっております。本町には結婚相談員やカップリング事業はあるものの、なかなか成果が出ていないのが現状であります。結婚を望む男女の仲介、相談、助言などを行う結婚お世話人を任命し、こちらから出向く結婚支援事業に取り組んではいかがでしょうか。

3点についてお伺いいたします。

結婚相談員の選任方法についてお伺いいたします。

二つ目、これまでの相談件数と婚姻件数はどれほどなのか。

3点目、こちらから出向く結婚世話人の任命について。以上3点についてお伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、結婚支援事業の強化についての質問にお答えをします。

初めに、結婚相談員の任命方法につきましては、町内に定住を目指しま

す後継者等の結婚推進を図るために、大和町結婚相談所設置要綱に基づきまして、農業委員会会長が相談員15名、各地区3名、5地区で15名を選任して委嘱いたしております。

次に、これまでの相談件数と婚姻件数でございますけれども、平成20年度では14件の相談、婚姻に至った件数は残念ながら状況でございます。

しかしながら、結婚相談員とあわせまして結婚アドバイザーを配置しておりますが、結婚アドバイザーにおきましては、この6年間に2組ではございますが取りまとめた実績がございますし、また、郡内町村やあさひな農業協同組合、黒川商工会で構成いたします黒川地区後継者対策推進協議会によりますカップリングパーティーにおきましては、過去に2組のご結婚がございました。このようなことから、結婚世話人の任命というよりも、多くの縁を提供し、それが結婚の縁に変わるよう裏方として支援する現在の結婚相談員や、年間相談件数90件を超えます結婚アドバイザーの活用を図りつつ、黒川地区後継者対策推進協議会によるアイリンクパーティーと連携して、希望する方へのスキルアップセミナー、心構えなどを開催して多くの出会いの場を提供いたしたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番（堀籠日出子君）

結婚相談員が各地区3名で15名ということなんですが、これは平成15年から事業を開始されたわけなんですが、今日までの任期で新しく選任された方はいらっしゃるのでしょうか。そしてまた、委員1人1人の活動状況というか、そういうデータはとられているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

結婚相談員につきまして、新しくかわった、要するに任期かわってやっている人がいるかということだと思いますけれども、この方々、現在ずっとやってもらっている形になっております。また、個人個人のデータといえますか、そういったものをこちらに報告ということではなくて、そういったデータはないところでございますが、年に1回なり、さっき申しました結婚アドバイザーも含めての意見交換、情報交換、そういったことでお互いの情報を収集し、意見の交換をしているという状況にあります。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

これは、どの委員会とか何でもそうなんでしょうけれども、やはり一度委員になってしまうと、結果がどうであれ、なかなか改選というか新しく選任されないというのがあるようなんですけれども、やはり活動状況に応じて、全然そういう活動がされていない方がいらっしゃるんですしたら、やはり改選時期にかえて別な人を選任するとか、やっぱりそういう方法をとっていかないとだめじゃないかなと思うんですよ。それで、結婚相談員となりますと、結局、相談に来るのを待っているという状況になってくると思うんです。なものですから、やっぱり結婚相談に来るのを待っているじゃなくて、やはり自分も活動するという形が必要じゃないかと思うんですけれども、今の状況はどうなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

積極的な相談員活動ということだというふうに思いますが、なかなか現状、積極的に、やっている方もおいでだと思いますけれども、皆さんがそういうふうにやっている状況ではないのもあるかもしれません。なかなか今、ご承知のとおり、昔ですとよく地域に仲人さんとかそういった世話好

きな方がおいでで、そういった方々によって紹介をし合うというようなことがあったところでございますが、みんなではないのかもしれませんが、最近、若い人、そういうのを嫌うという傾向もあるように聞いております。その結果が今の現状になっているという、それだけではないと思いますけれども、確かにこの結婚、今、婚活とかいろいろ新しい形での動きとございますか、あるようでございますが、そういったものが、本人同士が今活動をするというんですか、積極的にそういった伴侶を見つけるための活動とかもあるようでございます。時代、いろいろ変わってきている中でございますので、そういった時代に合った紹介の仕方とか、そういったことは必要なかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

今現在、30代、40代、50代でなかなか結婚できないという方は、本人が直接、活動してなかなか相手が見つけれないという方がほとんどだと思いますよ。そんな中で私が思うのには、物を配達したり、それから人が余計集まるお店屋さんというか、そういう職業の人をお世話人に任命して、結構話、聞くんですよ。いろいろ配達していくと、定期的に配達する方々というのはそのうちの家庭の状況がわかるし、それから家族の方もしょっちゅう顔を見ているものですから安心して相談できるというか。そして、うちの息子、40になるんだけどいい人いないかなとか、うちの娘にだれかいないかなということをしょっちゅう相談されるということ聞いていますので、やはり相談員といって相談に来るのを待っているんじゃないかと、やはり人が集まるそういう職業の方を任命して、じゃあ、そこの方とこの方だったらいいんじゃないかなという形で進めていくなり、また、配達とか、いろんなそういうものを配達して毎戸回るような職業の方を通して、そしてそういうつながりを持っていくというのも一つの方法じゃないかなと思いますけれども、そういう方法についてはいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

委員の選び方ということだというふうに思いますけれども、それは今おっしゃったように、そういった場を持てる人とか、そういった接触の場、経験の多い方とか、そういった方々にやってもらうということ、これも当然必要だろうというふうに思います。今、農業委員会の会長が選任しておるところでございまして、これまでどちらかという農家の方のお嫁さんを探すという視点といいますか、そういったところからスタートしておった、そういった考えがあったんだというふうに思っております。

ちょっと変わりますけれども、カップリングパーティー等につきましては、今、商工会なりそういったところも入った中でやっておるわけでございますので、任命につきましてはそういった視点も当然あってしかるべきだと思いますし、逆に言えばそういった方をご推薦いただくとか、そういったこともしていただければ、選ぶ方の人もそういった部分でいろいろ参考になるのではないかとというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

本当に、本人が気をもむより家族の方々が結構気をもんでいる方がどちらかというとい多いような感じがしております。そんな中で、やはり年をとればとるほど当然相手も見つかりにくいし、そしてまた、こういう話をうちの息子にどうでしょうかとか、娘にだれかいらないかなというのは、やはり親同士が一生懸命やっているみたいなんです。なものですから、昔よく、昔の結婚というのは相手を見ないで親同士が決めて結婚したなんていうのは前にありましたけれども、やはりなかなか自分で進んで、そして女性と会ってもなかなか会話が進まないとなると、やはり親同士が進めるといふか、あそこの娘だったらいいとかこの息子だったらいいといふか、何かそういうことを自由に相談したり話したりできるそういう相談員とい

うのがすごく必要だと思うんです。

そんな中で、いろんなところを回って家族構成を知っている、そういう集まりの多い方とか、回って歩く方々は、やはり積極的に活用してなるべく多くの出会いというか、結婚までたどり着くような施策をどんどんどんどん進めていくことが必要だと思いますので、ぜひそれらのことも十分に考えていただきまして、そういう出向いて歩く、わざわざ出向いて歩くんじゃないくて、自分の職業と兼ねながら仕事ができるような、そういう人たちを任命することが必要じゃないかなと思っておりますけれども、最後に一言聞いて終わりにしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

相談員につきましては、今お話しされたような形、今、農業委員会の会長が指名しているわけでございますけれども、そういった部分も入れて選んでもらうような、選んでもらうようなといいますか、人選、改選時期になればそういったことも必要であろうというふうに思います。

また、先ほどもお話ししましたが、結婚アドバイザーが今おるわけでございますけれども、年間90件ぐらいの相談等がございます。これは出向いていくわけではなくて、こちらで庁舎の方に来てもらってということで今やっておりますが、この動き方につきましては90件という、月2回なんです、1カ月に5人ぐらい来られているようですね。結構、情報、情報と言ったらいいのかどうか、そういったことをご存じの方でして、結構広い範囲からご相談に来られておるようです。大和町だけではなくて。もちろん大和町の方を紹介する、大和町以外の方をご紹介する、以外、以外の方もあるというような形で、そういったこともありますので、せっかくある制度、お母さん方もやっぱり来られているようです。相談にですね、ご本人とはまた別に。議員お話のとおりですね。そういった方も来ておりますので、こういったものをもっと利用してもらいたいなと思います。

また、本人たちがいろいろ、つき合い方といいますか、そういったことについて非常にうといところもあるようでございますので、昨年からカッ

プリングパーティーの中では、最初からカップルのパーティーだけではなくて、男性の方々に事前講習といたしますか、そういった形で専門の方に、講習と言ったらあれかもしれませんけれども、こういう場合にはこうやった方がいいですよというアドバイスですね。直接その日ばかりではなくて、前もってそういった講習、スキルアップを図るような体制もとりながらやっておりました。結果として大分、前とは違った形で、パーティーの中でもスムーズに話ができるとかそういう状況も報告を受けておりますので、そういったことも活用していければというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）  
ぜひ独身男性・女性がめぐり会う事業に強力的に取り組んでいただきたいと思っております。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で堀籠日出子さんの一般質問を終わります。  
4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）  
私からは、通告に従いまして3件、5要旨について質問をさせていただきます。

まず、第1件目の鶴巢・落合・吉田・宮床地区の少子化対策は、についての質問であります。本町は昭和30年の昭和の大合併により、吉岡・鶴巢・落合・吉田・宮床の1町4村が合併し、誕生した町であることは皆様もご承知のとおりであります。しかし、今日の大和町内の発展全体を見ますと、吉岡地区一極集中と言っても過言ではない状態で、宅地造成が進み、大型店の進出も相次ぎ、商業ゾーンの変化に伴い、旧市街地の商店街は寂れる一方であります。

また、当時の先人たちは、吉岡町との合併によりみずからの地域の発展性を夢見たものと考えますが、今日の現状をつぶさに見聞しますと、吉

岡・もみじヶ丘以外の地区、鶴巢・落合・吉田・宮床においては過疎化が進み、少子化も手伝い、各小学校においては複式学級も余儀なくされているのが現状であります。

町民だれしも、平等で安全・安心のできる町、地域格差のない町での生活を強く望むものは等しいものがあるのではないのでしょうか。そのようなことを念頭に置き、町政全般にわたり行政運営をしていかなければ、よりよいまちづくりはできないものと考えます。

そこで、次の点を伺います。

1 点目、鶴巢・落合・吉田・宮床地区の少子化対策は。

2 点目、小学校周辺のまちづくりをどう考えているか。

3 番目に、過疎対策は。

これが私の 1 件目の質問であります。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、平渡議員の質問にお答えをします。

最初に、宮床・吉田・鶴巢・落合地区の少子化対策についてでございますが、大和町第 4 次総合計画を本年 3 月に策定し、本年度からスタートいたしております。まちづくりの基本理念は、町内すべての地域で、子供から高齢者にわたるあらゆる世代、人が、そしてこれから大和町に移り住む人たちも、としております。そのために、プロジェクトを進め、15年後の大和町の姿を、安定した就業の場の確保による定住化を図り、人口を 3 万人、世帯数は 1 万 1,500 世帯と予測しておるところでございます。

しかしながら、日本全体では少子高齢者の急速の進展によりましてさまざまな課題が提起され、地方自治体の経営が大きく変革しようとしております。総合計画におきましては、年齢、3 階層別人口を算出しており、15 歳以下の年少人口は平成 35 年で 5,100 人となり、基準年の平成 17 年に比較しまして 1,376 人の増加を予想しており、現在の年齢別階層割合とほぼ同様に推移するものとしておりまして、本町では急激な少子化が進行するも

のとは推測していない状況にあります。

また、今後増加すると予測している定住人口の受け皿でございますが、杜の丘、吉岡南第2、大和インター地区としておりまして、吉岡、宮床地区を中心とした地域での人口増加を予測しております。

少子化対策は人口の流出抑制と新住民の定住化が基本であります。新住民に当たりましては、利便性が高く、居住環境のより整った場所を選択する傾向が強く、これまで都市基盤整備を行った吉岡地区や杜の丘地区の新市街地を居住地として選択してきました。

こういった背景の中で、宮床、吉田、鶴巣、落合地区の少子化をどう考えていくかということでございますが、宮城県の人口推計が下方に修正されている中で、本町での新たな住宅地の開発が認められない状況にありまして、新規の住宅団地開発は難しく、また、その他の手法としまして個別の宅地開発が考えられますが、需要動向を考慮した場合、困難な状況にあります。こういったことから、人口増加に対する期待が難しいものがありますので、今後の対応は、地域外への流出を食いとめることが重要であると考えております。

そのためにも、町内に働く場所や自宅から通勤できる等の職住環境であることが必要であり、仙台北部工業団地等への職の場を確保することが第1の対策であります。

また、小学校周辺は各地域の中心部として役割を果たしておりますので、既存の施設を活用して、それぞれの地域が魅力を持ち、コミュニティ活動を通じ、地域への愛着を図る必要があると考えておるところでございます。

次に、過疎対策とのご質問でございますが、国勢調査の結果より昭和35年から平成7年の35年間の人口減少率が30%以上であることとされておりまして、さらに、自治体単位での判断とされております。こういったことから、吉岡・宮床地区以外では減少していることは事実であります。過疎という解釈には当たらないものと考えております。しかし、それぞれの地域の役割は、居住の場であるとともに生産活動や交流の場として、生活全般を支え、地域の伝統文化を維持してまいりました。

また、今後さらなる高齢化の進展により、生活扶助機能の低下、身近な交通手段の不足、耕作放棄地の増加など、一層深刻化するおそれがござい

ます。そのため、地域の住民が地域の課題としてとらえ、地域と行政がパートナーシップを形成することが必要であると考えておりました、生活交通の維持、高齢者の見守りサービス、伝統文化の継承、特産品を生かした地域おこしなど、地域の実情に応じた生活化対策を検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

1点目の少子化問題であります、確かに吉岡、またもみじヶ丘、小野小学校ですか、に至っては、人数的には大変多いんであります、先ほど言いましたように、旧落合、吉田、宮床においては、相当子供の数が減っている現状であります。先ほど町長が、今の状況では減らないじゃないかというようなお話ですけれども、この5年間でもこの小学校、約100名が、5校あるうち100名が減少しておるわけですよ。その中でも旧村の鶴巣小学校においては小学校1年生が相当、今回は21名、落合に至っては6名ですよ、1学年が、ことしの1年生が。それで、宮床小学校が3名。小野小学校、吉岡小学校は結構多いんですけれども。吉田小学校は15名。1学年がそういう感じになってきまして、複式学級の小学校がだんだん多くなっていく。

ですから、全体的に大和町を見ますと、それは人口がふえておることは確かなんですけれども、旧村においてはこのような現状です。ですから、各地区ごとがやはりそのような状況で減っていくのを、どうしたらいいかというのはやっぱり考えていかなきゃいけないのかなと。その対策は今、町長、どのようなお考えでおるか伺います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

少子化に対する対策ということでございます。お話のとおり、今、これ

からふえるといえますか、予測されるのは、吉岡小学校、また小野小学校も最近、杜の丘でふえてきておりますので、ふえる傾向にある。数年前までは小野小学校も減ってくる傾向にございました。そういった中で今後どうするかということでございますけれども、定住、人が住むという部分において、吉岡と宮床といっても、吉岡でもやっぱり南地区でございますし、宮床でももみじヶ丘、杜の丘地区と、ある程度その中でも細分化されてきている状況にもあるわけでございます。新しく入ってくる方については、どうしてもそういう住宅環境の、何ていいますか、団地化されたといえますか、整っているところに来るとということでございまして、なかなかそれ以外のところに新しく入ってくるということは基本的に余りないといえますか、難しいところだというふうに思っております。

そういった中で、子供たちが減っていくということは、やっぱり地元にいる人たちが、もとからいる人たちが今度出て行く体制になっているということではないかというふうに思うんですね。そのことによって、地元には人が少なくなって、子供さんが少なくなってということでございますので、何で地元から人がほかに出ていくのかということを考えなきゃいけないのではないかと。そういった場合に、一番最初に考えられるのが、やはり生活環境といえますか、仕事の環境といえますか、そういったものが一番ではないかと。通勤の問題もあるでしょうし、または生活環境でいえば、都会的なところが好みということがあるかもしれませんけれども、まず生活をするための職場の確保が私は一番根本に必要なものではないかというふうに思っております。そういうことによって、自宅から勤め先に通えるという仕事の場の確保、このことがやっぱり一番大切ではないかというふうに思っております。そういった中でございますので、団地等に今、一生懸命企業の誘致をする等で、職場の確保を図るということが一番基本にあるのではないかなというふうに思っております。

また、地元、それぞれの地域、これは吉岡とか宮床がないわけではなく、吉岡でも同じような課題はあるんだというふうに思っておりますが、地域での、みんなでここに住んでいたいという気持ちというんですか、いろんな設備ももちろんあるんだと思いますけれども、その辺の人間の相互助け合いの気持ちとか、そういったもの等々がこれからますます大切になってくるのではないかというふうに思っておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

やはり子供の出生率の問題もあるでしょうけれども、長野県の下條村というところがあるんですけれども、インターネットとか、この前NHKでもやっていたんですけれども、今、国の統計の出生率が1.34になっている状況で、ここの村だけは2.04人なんですよね。何でかといいましたら、調べてみたら、ここでは若い人、小学校に入るから高校までの子供さんがいる方に、集合住宅で、マンションですね、町営住宅を建てて、これは今10棟建っておるそうなんです。それで、2LDKで約60平方メートルで値段が3万6,000円。その近くに飯田市という市があるんですけれども、そのマンション、同じぐらいのを借りるとその倍ということで、半額の値段で借りられるということで、若い世代を呼び込みまして、少子化問題を解決して、今、人口もふえてきていると。

やはりそういったことをしなければ、さっきカップリングの話も出ましたけれども、結婚しない方々がふえている中で、まだ子供も多く産んでいない状況で、今からふやすというのは私は到底無理だと思うんですよね。今のこの中でね。そうすれば、やっぱりどこからか、ここだったらもうすごい100万都市の仙台があるわけですから、やはり仙台に住みにくい方々、通勤もこの辺だと可能ですからね。そういう住宅を提供して、各鶴巢・落合・吉田・宮床地区に、吉岡、杜の丘でなく、そういう地域にそういう集合住宅を建てて若い世代を呼び込むというようなこともいいのかなと私自体は思っているんですけれども、町長、その辺いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

いわゆる福祉のサービスということだというふうに思います。今、平渡議員が住宅の提供という形でお話しされておりました。

先ほどお話あった、例えば少子化の対策の不妊のご質問、堀籠議員から

ありましたけれども、そういったものも方法の一つ、いろいろあるんだというふうに思っております。そういった中で、例えば下條村がそういった形で成果を上げているということでございますので、それはそういった形の効果があつたんだろうと思います。ただ、町々の条件といいますか、その基本的なものの差があるかもしれませんので、一概にそればかりというふうにはいかないと思いますけれども。方法の一つとしては、そういったこともあり得る一つだとは思いますが。

今、区画整理等で宅地を開発しておるところでございまして、そこに対して、今そこに来る方についてもなかなか厳しい状況もあるわけですが、そういったバランス等も考えなければいけないと思いますけれども、一つの方法としてはそういうこともあるのかなというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

私が提案しているのは、今の住宅地を売れば結構人は入る、それはわかります。ですから、先ほど言ったとおり、小野小学校とか吉岡小学校はふえるでしょう。ただ、このままの状態で行きますと、旧村地区、それは人口は減っていくんですよ。だから、今の小学校じゃ、将来統一するのか、今のままで残すのかというような問題から来るんですけれども、やはり今の小学校に人をふやすことを私は考えなければいけないのではないかと。やはり村々で中学校、小学校、また役場等もあつたわけですから、やはり小学校もなくなるといったら大変厳しくなる。やはりこの前の大郷の町長選でも、ああいう結果になつたのは、やっぱり大松沢が、小学校がなくなるといった危機感が相当あつたというように私は聞いております。ですから、やはり村々で今までの文化があるわけでございますから、ただ吉岡、また、もみじヶ丘周辺が人がふえればよいという問題では、私は大和町全体から見れば違うんじゃないかと。やはり旧地区でしっかりした地区になってやっておるわけですから、それをどうすれば子供たちをふやして、その地域がまた活性化されていくかということを私は考えていかなければ

れば、やはり町政全般にわたっての平等というのではないんじゃないかなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、吉岡、もみじヶ丘がふえればいいというふうにはもちろん思っておりません。ただ、今、計画の中でそこを開発して進めておったという中でございますので、そのことを申し上げております。もちろん、町全体、大和町全体が発展していくことが一番でございますし、平等という部分についても何ら異存はないということでございます。

子供たちをふやすという、ふやすといえますか、今、小学校のお話があったところでございますけれども、減ってきている現状があるのは事実でございます。このものについて何とかせよというお話だというふうに思いますけれども、先ほど申しました方法の一つとしてはそういうこともあるのではないかとこのように思いますが、小学校、大和町の場合5校、各地区にございますので、すべてを平等に埋めていくという非常に難しい課題だというふうに思います。方法として、住宅がよろしいのか、結局、私は文化とかそういったものがあって大切だから守っていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、それはやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、まず、入ってくる人もそうですけれども、出ていく人といえますか、出ていくと言ったらあれですけれども、ここから地元、ふるさとではないところに勤めるとか、そういった環境をまず歯どめをかける、これが一つ大きな要因だと思っておりますし、それで企業の進出等々、働く場の提供という話を申し上げました。

次の段階、新しいものになりますので、小学校のそういった大きなものになってきますと、何人来たときにそういった小学校がカバーできる人数になるのかというスパンといえますか、この辺のことも考えていかなければいけないのかというふうに思います。したがって、先ほども申し上げましたけれども、一つの考え方としてそういう方法もあるんだろうというふうに思いますけれども、今後の経済の動きもありますし、人の今後の動き

等々も見ながら対応していかなければいけない大きな課題だというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

これ2点、3点目にも関連するんですけれども、昭和30年に合併した当時、吉岡の人口が5,701人、鶴巢が3,971人、落合が3,471人、吉田が3,732人、宮床が3,004人で合計で1万9,825人だったんですよ。それが現在、7月の段階で吉岡が1万482人になって、約4,781人ですか、がふえておるんですけれども、鶴巢は現在で2,503人で1,468人も減っているんですよ、合併当時より。落合に至っては現在が1,914人、1,557人が減少しているんですよ。吉田が2,459人でマイナスの1,273人。宮床は現在2,193人、旧ですよ、もみじ混ぜないで811人の減少。軒並みにもう1,000人から1,500人減っております。この10年間、私も、ちょっと町長になってから幾ら改善されているのかなと思ってみますと、やっぱり町長に就任になってからも相当減っております。鶴巢で289人、この10年間で。落合が154人、吉田が606人。宮床はちょっと推計できませんけれども、もみじも関連しておりますので。そういう状態で減りつつずっとあるんですよ。このままで行ったらはっきり言ってなくなってくるのかなというような心配もされるわけでございます。

それで、やはり鶴巢の場合ですと、鳥屋地区に民間で10戸の宅地造成をしたんですよ。元、うちがあったところを区切って。そうしまして、今そこに10戸張りついて、そこに子供たちがいっぱい来て鶴巢小学校が結構ふえたという例もあります。

ですから、2番目に小学校周辺、そういうところにミニ団地ですよ。そういう20戸、30戸でもいいです、そういう団地をつくれたら、私はそこに、吉岡とかもみじに来る以外の、農園つき住宅でもいいし、別な新たな層を仙台の方から呼び寄せることができるのかなと。ですから、私は、今宅地にしているからこっちに行ってから鶴巢、落合に行きますよでは、いつのことになるかわからないと。同時に、やっぱり層が違うと思うんです

よ。町の中に行きたい人と田舎に行きたい人。また、今度、セントラル、パナソニックエナジー、ああいうところに来る人たちも、安くてこっちがいいなという人はこっちを買えばいいし、やはり便利なところがいいという人はそっちを買えばいい。やっぱり二つに分かれたような方法もあるのではないかなと。ですから、やはり各旧地区のそういった集合住宅、また、ミニ団地等々も考えていかなければ、ますます人が減る一方だと思っ  
てはすけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
新しい住宅団地と申しますか、という形での考え方ということでございますが、先ほどお話しいたしましたとおり、大和町では比較的人数的には減る傾向にはないわけでございますが、宮城県全体では減る予測がなされております。そういった中で、新しい宅地の開発等々、県の方の許可と申しますか、そういったものについてはちょっと難しい状況でございます。民間での開発ということはあることでございますけれども、それは民間の方々の考え方を踏襲するわけでございますので、それぞれの見通しを立てながら、先ほど鶴巣の方でやっておられた、そういった見通しの中でやってこられたというふうに思っておりますので、それは可能と申しますか、というふうに思いますが、町として、全体として新しい団地、団地と申しますか、そういったものについては今、現状、そういった宮城県全体の枠の中でちょっと厳しい状況にあるというふうに認識しております。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）  
そういう民間でできるようなことは町でやる必要もないのでありまして、調整区域とかそういう緩和をすれば、やっぱりそういう、ディベロッパーでないけれども、小さい建設関係の会社でも何でも、10戸でも20戸で

も自分らで造成して売るといような状況をつくってやることは私は大事かなと。そういうのは町の方で進められるんじゃないかなと。そういう許可ですか、解けば、私はできると思うんです。また、集合住宅が必要、これは町の政策ですけれども、やっぱりそういうふうにしてふやしていくことも私はぜひやっていただきたいと思います。

これで1件目を終わらせて、2件目に移ります。

次に、2件目の「職員の勤務時間内を全面禁煙に」の質問であります。国と地方の公務員が勤務中に喫煙することで生じる損害は、年間約2兆円とする試算を武蔵工業大学の青山教授という方がまとめました。全公務員の人件費の約6%相当に当たるといいます。同教授は、公務員が勤務中に喫煙しなければ生じない明白な損失と訴えております。試算の条件として、喫煙する職員は全体の20%、勤務時間内に1日15本吸い、分煙施設との往復を含め、1本で10分かかると設定。人件費や職員数のデータを手に入れた2005年度分から試算し、2兆1,272億円と結論をしました。同教授は、国家賠償訴訟の提起や地方で住民監査請求することも可能ではないかと言っております。また、喫煙直後の職員が吐き出す有害物質で、吸わない職員の仕事能率が下がる可能性もあると指摘、解決策は勤務時間内の全面禁煙と提案をしております。

本町でも来年5月に開庁する新庁舎は全面禁煙であることから、早急に対策をすべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、職員の勤務時間内を全面禁煙に、についてでございますが、非喫煙者がほかの人のたばこの煙を吸ってしまうことを受動喫煙と言うそうでございますが、これによって非喫煙者もたばこの害を受けることになります。たばこの煙には、喫煙者が吸い込む主流煙とたばこの点火部分から立ち上る副流煙がございます。副流煙は、主流煙に比べましてタール、ニコチン、一酸化炭素などの有害物質が数倍多く含まれておるそうでございます。受動喫煙は、交通機関や公共の場所、職場や家庭などさまざまな

場所で起こり、非喫煙者の健康被害は深刻なものとなっております。最近  
は、たばこの害が一般に知られるようになって、タールやニコチンの少ない  
たばこが好まれるようになってきましたが、喫煙者は自分の健康のみで  
なく、周りの人々の健康にも配慮する必要があります。

こういったことから、新庁舎におきましては、多数の方が利用する公共  
の空間であり、来庁者の方を含め全面禁煙とする考えを打ち出しております  
ので、議会、職員、及び来客者等に対し、協力を求めていくものとして  
おります。しかし、一方で、嗜好品であるためにそれ自体を制限すること  
は難しい状況にありますので、新庁舎に当たっては、喫煙者、非喫煙者の  
両面からの判断が必要であり、今後、喫煙コーナーや専用の喫煙室の設置  
を検討する必要があります。

また、議員が提案されております勤務時間内を全面禁煙にとのことでご  
ざいますが、勤務時間のとらえ方を出勤時間から退庁時間までとするか、  
あるいは休憩時間、昼休み時間を除いた執務時間、8時半から12時までと  
1時から5時半までの執務時間を指すのかで考え方を整理する必要があります  
が、執務時間以外は制約をすることが難しいものと判断しております。  
しかし、執務時間内での喫煙は、職務に専念する義務がありますので、  
新庁舎へ移行する機会をとらえまして、喫煙時間について職員を指導  
してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上で  
す。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

この件ですけれども、勤務時間といっても休憩時間は、私はそこまでは  
制約しておりません。執務時間内というのが私の言いたいところでありま  
すけれども。

今、いろんな工事現場、会社等々、本当の現場では今、たばこは一切吸  
えないですね。工事現場なんか特に、ほんの15分、15分、またお昼休みの  
間しか吸えない状況にある中で、今この庁内を見ますといつでも吸えるよ  
うな状況。いつでも喫煙所に人がいるような状況が見受けられますよね。

どこまでが休憩でどこまでが仕事だというのが、公務員ならそれができるのかと。やはり一般社会から見たら、私は大変おかしいんじゃないかと。それはやっぱりきちっとするべきではないかと。やはり吸うのまで規制することは確かにできませんから。モラルですよ。公務員だから許される、たばこ吸っていても。今、本当に厳しいんです。この前もパナソニックEVエナジーに行ったときに、何百人という方が休憩、全部現場から休憩所に来て、そこで吸って、また現場に戻って、また1時間半、2時間、それに専念するというような状況ですよ。どこでもです、今現場。ただ、町の職員だからそれができるといのはやっぱり許されないんじゃないかと私つくづく、ずっと思ってきたんですけれども、今回これを期に一般質問しましたけれども。町長、その点、どのようにお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
決して公務員だからという気持ちはないところでございますが、残念ながらお話のとおり、休憩時間以外にも吸っていることがあるのが現実でございます。12時から1時までの休憩時間は別としましても、8時半から12時まで、1時から5時半までという時間につきましては、執務時間でございますので、吸うべきではないというふうに考えます。今までそういったところでご指摘あったことも事実でございますし、そういったことにつきましては、なお徹底した指導をしていき、執務時間には吸うことのないように体制をとっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）  
これは私ばかりでなく、ここに、町に来る町民の方々からいろいろ言わ

れております。やはり執務の机を離れるということについては、やっぱり私は、たばこを吸うにしろ、どこでか休んでいるにしろ、全部同じですから、仕事をしていないという時間になっちゃう可能性もありますので、やはりこれからはえりを正して、町長の方で言って、そのような注意をしていただければと思います。

では、3件目に入ります。

次に、3件目の投票時間の繰り上げを、の質問であります。県選管は今回の衆議院議員の投票所の終了時刻について、県内の8市町が全投票所で1ないし4時間繰り上げると発表し、また、そのとおり実施しました。2005年の前回は大河原町が初めて繰り上げに踏み切ったが、今回は追随する自治体がふえ、県選管によると、全投票所で繰り上げるのは栗原市、登米市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、柴田町、村田町、大河原町の8市町である。柴田4町は07年の参議院選以降、すべての選挙で繰り上げを決めています。栗原市選管は、市長選、市議選でも投票終了を早め、繰り上げは市民に定着している。期日前投票が浸透してきたことも大きいと説明しております。

公職選挙法は投票時間を原則午前7時から午後8時と決めておりますが、特別の事情があれば、市町村は4時間を限度に繰り上げることができるとしております。今回は8市町のほか、9市町が、山間部、離島などの投票所、計203カ所で投票時間の繰り上げを実施する方向で、前回77カ所に比べ、大幅に増加をしました。

このように、多くの自治体が投票時間の短縮を実施しております。本町でも繰り上げ投票を検討、実施する考えはないか伺います。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

選挙の投票時間についてでございますが、低落傾向の投票率向上をねらって、平成10年の6月施行の改正公職選挙法で、原則午前7時から午後6時までだったものが午前7時から午後8時までに2時間延長されたものでございます。

公職選挙法においては、議員もお話でございますが、特別な事情がある場合は投票時間の変更を認めておりまして、地方分権一括法を受けまして公職選挙法が改正された平成12年4月以降は、市町村選管が都道府県選管に届け出るだけで変更できるようになったものでございます。

去る8月30日に執行されました第45回衆議院議員総選挙におきましては、宮城県内におきましても延べ18市区町 293の投票所で閉鎖時刻の繰り上げが行われております。この中には、合併市区町のため、投票所から開票所までの距離が遠い、また、離島であるなどの地理的要因から繰り上げが行われたものと、夜間における投票者が少ない、期日前投票の普及、投票従事時間が長時間に及ぶため、投票管理者や立会人のなり手がないなどの理由から、やむを得ず繰り上げをしている市町村があるようでございます。

本町における改正公職選挙法施行以降の16回の選挙について投票の動向について見ますと、18時から20時までの投票数が投票総数におきまして占める割合は、16回の選挙で平均9.26%を占めておりまして、期日前不在者投票が占める割合は8.91%でありまして、それよりも高い数値を示しております。この数値は、ほぼ横ばいの状態で推移しております。

平成15年度に議会のご意見を参考にいたしまして、有権者に対して投票時間の繰り上げについてアンケート調査を実施しておりますが、この結果においても44.3%の方々が午後8時までの投票時間を希望しており、改正以前の午後6時までの時間帯を希望しているの方々の割合よりも5ポイント多い状態となっております。

電話等での問い合わせ等におきましても、交代制勤務等の就業形態の変遷により、投票日当日の投票時間帯はもとより、期日前投票の時間帯におきましても投票することが困難であるというご意見を多くいただいております。

総務省におきましては、有権者に支障がないという消極的動機に加え、有権者の利益になる積極的動機が必要との見解を示しておりまして、期日前投票をやっているだけでは積極的動機とは言えず、有権者の投票の機会を制限しかねないと指摘しており、宮城県選挙管理委員会におきましても、市区町村選挙管理委員会が判断し決定することではあるが、投票時間の繰り上げに対する苦情も多く寄せられるようになってきておりまして、

一部の市では一旦繰り上げするようになったものを午後8時までに戻している実態もあることから、慎重に取り扱われたいとしております。

また、投票時間を繰り上げましても、投票を続行している市区町村の有権者に対する影響があることから、開票開始時刻につきましては、すべての市区町村において投票が終了する20時以降に開始するようという強い指示が出ておりまして、開票事務に従事する職員の時間外勤務手当等の経費削減までには至っておらないところでございます。

以上のことから、投票時間の繰り上げにつきましては、投票率や期日前投票の状況分析や新たに有権者アンケート調査などの実施の検討など、慎重に対処していきたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）  
今回の期日前投票、大和町では何%ぐらいだったのでしょうか、おわかりですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
今回と言いますと……。 （「今度の衆議院」の声あり） 今度の衆議院。票数で1,800票ほど、パーセントにしますと……。 ちょっと済みません。約10%というところです。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）  
全国平均で12%、13%まで今回、期日前投票が行ったようですけれども。この平成15年にアンケートをとったのを、いまだ、もう6年たってい

ますよね、それをいまだに参考にしているというのが私ちょっと腑に落ちない。これ私、何回も、前議員、どなたかもこれ言ったことありますけれども、私もこれ質問したことがあって、この平成15年のを言われたことがあるんですけども、いまだにこれを言っているというのは私はおかしいと思うんですよ。あれから何回か、投票時間を短縮するというようなことを質問、予算・決算とかなんかで言っていたはずなんですよね。それをいまだにこの平成15年でやったアンケートを出してくるのは、私はちょっとおかしいと思いますよ。あれから状況はうんと変わっていますよ。

それで、私が言いたいのは、今回はそのような状況でありますけれども、町議選、町長選等々の段階で、特に大和町議選は3月、日もすぐに4時半ころは暗くなる。それを8時までやって、それから9時近くから開票して、もう10時、12時ですよね。そういう感じで私、果たして、もう大郷とか大衡なんかは、村議選、町議選はもう6時までですからね。そういうふうに近隣でもやっているんですよ。確かに8時までというのは、8時まで開票できないというのは全国、衆議院・参議院だと思いますけれどもね。開票できなくてもその間、準備はできますよね。もう6時に締め切って、すぐ8時になったら開票できる。今の状況で、8時になってからまた持ってきて、9時になって1時間準備して……。ですから大和町、いつでもおくれちゃうんですよね。私はだから、この衆議院・参議院は別に、町議選、町長選、地元の、県議選ですか。そういうものはやはり、6時まで結構じゃないかなと思っているんですけども、町長、どうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

投票につきましては、15年のアンケートというのは確かにあれでございますけれども、基本的にはやっぱり投票する人の考え方が大切であろうと思います。そういった中でございますので、確かにこのごろ不在者投票がふえてきている状況にはあるわけでございますが、その中でトータルしますと6時から8時までの率というのは大体1割弱、大体ずっと同じでござ

います。期日前投票が始まってからのですね。そういった方々がまだまだおるといふこともあります。これは数字でしか見ておりませんので、議員お話のとおり、15年のときのアンケートだけではないかというお話もございまして、この辺につきましては、やっぱり投票する側の気持ちといひますか、考え方が非常に大きなものがあると思ひますので、その辺を再度調査しながら考えていきたいというふうに思ひます。

また、ちょっと心配されることは、国政を8時まで、ほかを6時までとやったときに、それは指導といひますか、広報の徹底でできるのかもしれないけれども、二つのパターンが出たときに勘違いをするのではないかと、そういったこともあるようございまして、先ほど申し上げましたとおり、一部のところではございましてけれども元に戻している経緯もあるところございまして、その辺につきましては再度、住民の方々の意向等も聞きながら、また、戻ったところにつきましては何で戻ったかと、そういったことも調べながら対応してまいりたいというふうに思ひます。

議長 (大須賀 啓君)

平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

一部戻ったのが何市町あるかはちょっとわかりませんが、逆にふえているところが多いという各新聞等々での報道でありますから、投票所が繰り上げになっているのが相当ふえていっているわけですから、逆に私は、町長が今、逆に戻しているところもあると言ったけれども、それが幾ら多いんだかの配分だと思ひますけれどもね。

やはり多いといふことは、それだけいろいろな面でこれはいいといふことだから私は投票時間を繰り上げているんだと思ひます。ですから、やはり大衡村、大郷町なんかは首長選、町議選なんかは6時で、スムーズな開票でやっている。やはり町の職員も従事して次の日働くわけですから、12時、1時まで拘束されて、次の日まともな仕事やれといひても、やっぱりその日は私は能率がうんと悪いと思ひますよ。やはりできるところから、町長選、町議選、やってみて、悪ければまた変えるという手だって幾らもあるし、現に大衡、大郷、やっておりますからね。富谷もやっているんじ

やないかな。大和町がやれないわけではないんじゃないのかなと。富谷は違うかな。まあ、やっておりますからね、やれないわけではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それぞれの町村、それぞれの事情がある中でやっておられるんだというふうに思っております。どこにウエートを置いてやるのか、そういった作業のこと、次の日の仕事のこと、そういったこともあるのかと思いますし、また、住民の就業体系によっても違ってくる部分があるのではないかというふうに思います。

やってみてただめだったらという、それは方法の一つとしてあるかもしれないかもしれませんが、やっぱり一旦戻してまた戻すというのは、簡単にはいかないこともありますので、その辺はそういった状況調査等々をやりながら、ご意見を聞きながら進めていければというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

きょうの河北新報に載っていましたが、衆議院選の開票の短縮ですね。県平均で25分間短縮になったというような報道がきょうありました。その中でも、ベストテンまで入っているんですけれども、大郷町が2時間16分も前回より短縮させたということでベストワンなんですね、結局ね。ですから、何でしょうか、大和町も結構スムーズにいらっていると思うんですけれども、いろんな面で各近隣の町村で選挙のあり方についていろいろやって検討しておると思うんですよ。大和町だけ何か、国の政策そのままずっとやっておるような感じも見受けられるんです。ですから、村議選とか町議選とか、私も友人が立っておればその地域に応援しに行くんですけれども、6時に終わって7時前から開票というのが、やはり支持者

の方々にしても、本当に私は迷惑かけないで、すぐ結果が出ていいんじゃないかなと私はつくづく思っているんですよ。大和町に関しては本当に遅くて、私ごとですけれども、町長はあのか、12時近くに私のところにいらしていただいた経緯、やはり12時ごろに町長が歩かれるというのも私は大変申しわけなく思ったんですけれどもね。そういうような状況でなく、やはりもっと2時間前に終わるのであれば、もっと支持者、地域の方々も早く楽な開票になるんじゃないかなと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

きょうの河北新報に短縮時間が載っておりました。前回何時間だったかということがあるんだというふうに思います。大和町は前々回ですか、からかなり作業能率、効率を高めておりました、前回も大分縮まっていたはずですが、だから、縮まる範囲が大きいところはいっぱい縮まるでしょうし、進んでいるところはそれだけ少なくなるということもあるかと思しますので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

それから、12時に回ったということで大変夜遅く回って申しわけなかったと思えますけれども、皆さんのところをお回りするところでございまして、開票時間が遅いからということではなくて、私の段取りが悪いというふうにご理解をいただければというふうに思えますので、よろしく願います。

議 長 （大須賀 啓君）  
平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

そういった意味ではなく、大変なのかなというようなことで申し上げました。

以上で私の質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で平渡高志君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後2時04分 休 憩

午後2時13分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

私を含めて今から5人、質問者がおります。1時間ずつで5時間、7時までひとつおつき合いをいただきたいというふうに思います。

それでは、私の質問については、2件通告をいたしておりますので、2件についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、1件目ではありますが、協働のまちづくりの推進方策。

この協働のまちづくり、これについては、それぞれの自治体が総合計画を立てている中で必ずと言っていいほどこの項目が設定をされているという状況であります。広辞苑を見ますと「協力し合ってまちづくりに励む」と、そういう内容のようではありますが、本町におきましても本年度を初年度とする第4次の総合計画の基本構想で示しております協働のまちづくり、これについては、町民の自主性と創意工夫を尊重した町民参加によるまちづくり、取り組みを通じた人づくりの推進を図るとし、第1次実施計画書、平成21年から23年までの3カ年計画書であります。それには予算化もしているという状況であります。

このことについて、実際に活動に取り組む区長を初め町民に対する町の基本的な考え方、その説明なり推進方法、これを説明する、そういう必要があるのではないかというふうに考えているところであります。

きょう、議会に参りましたら「宮城の中核都市大和」の概要版と、本物といえますか、その計画書が配付をされております。これについては、ま

だ町民には配付されていない。きょう議会に配付をされたということでもありますから、くどいようではありますが、このことについて、事業の概要、その周知をまずもってする必要があるだろうと。その周知、それをいつ、どのような形でするのか、お伺いをしたいというふうに思いますし、町民の自主性と創意工夫、それによった町民総参加によるまちづくりということでもありますから、町民の取り組みの体制、これについては、どのように進めるのか、その考え方、さらには、この事業を進める中で町の支援体制、これをどのようにするのか、このことについてまずお伺いをしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、協働のまちづくりの推進方策についてでございますが、第4次総合計画はまちづくりの推進のキーワードとしまして「協働と人づくり」を掲げております。第4次総合計画を実現するためには、町の取り組みだけでは限界がありまして、福祉、教育、健康、文化、産業、防災、防犯、環境保全等、まちづくりのさまざまな面におきまして住民ニーズの多様化、高度化が進み、住民との連携、協力が必要となっております、協働のまちづくりが不可欠でございます。

そのためには、第1に、第4次総合計画はその内容を住民に理解していただく必要があります、周知を行う必要があります。既に本年の2月には第4次総合計画の素案につきまして、住民懇談会におきましてスライドを用いて説明を行っております。さらに、町のホームページに全文を掲載し、閲覧が可能な状況にしておりますとともに、4月より広報たいわの紙面を利用しまして、テーマごと解説を行っております。さらには、10月の広報配付と同時に、今お話しありました概要版を每户配付する予定としております。

その中であって、実施事業の周知を図る必要があるということですが、多くの事業メニューのうち、重点事項を整理し、区長会の場を利用するなどPRに努め、協働のまちづくりが地域の協力のもと、推進でき

るよう努めてまいります。

次に、町民との取り組み体制でございますが、産業や防犯、交通安全、伝統文化の継承、教育など、さまざまな分野での取り組みが考えられ、それぞれの事業において行政と住民の役割を明確にしながら連携を図ってきたいと考えております。

次に、町の支援体制でございますが、地域活動推進のためには、それぞれの地域のリーダーが必要でありまして、人づくりが欠かせない状況でございます。例として、地域づくり企画実践事業を開催しておりますので、地域おこし等のノウハウを取得し、地域において実践していただくなど、それぞれの分野において人材を育成していくことが重要であると考え、人材育成の支援を行ってまいります。

また、環境整備等は地域で実施していただくなど、地域での役割を明確にしながら、愛着を持って地域活動を行うことによりまして、コミュニティーの醸成につながるものと考えておりますので、地域活動がスムーズに実施できるよう指導を行いながら、側面からの支援を検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

事業の概要であります。10月に概要版を全戸配付するということがありますし、4月から広報たいわに掲載をしておること、このことについては承知をいたしておりますが、本当にあの紙面で、町民がどういう事業に取り組んだらいいのか、それが理解、私はできない、そういうふうに思っております。やはり第4次のこの総合計画の中、その中で実施計画書では予算化をしているわけですが、その中には地域活性化事業、さらには地域づくり推進事業、地域づくり人材育成事業という項目の中でそれぞれの予算を計上しておりますが、その予算の内容すら町民は知らないというのが現実でありまして、どういう取り組みをしたらいいのかということには、なかなかそこまでの理解ができないのではないかと。その理解を深めるためには、少なくとも町長には、先ほどの答弁では、区長には区

長会などを通してPRをしていきたいということではありますが、私は事業を進める中で、少なくとも区長に手引書、こういう事業はこういうことで手続をしてくださいよとか、こういうことがありますよという、そういう手引書があっていいのではないかというふうに思います。そうすることによって、この事業が町長の思うような、そういう方向で、町民と町とが協働して協力し合ってまちづくりを進める、それが具体的に進められる、私はそういうふうに思うわけではありますが、そのことについてどういうふうに考えるのかお伺いを改めてしたいというふうに思います。

それから、町民の取り組み体制、これはただいま区長会を通しての話を申し上げましたが、やはり町民組織もあるわけですから、いろんなそういう組織にも積極的に呼びかけをする、そういうこともあっていいのではないかというふうに思います。

それから、町の支援体制、これについても、町の支援体制については今の答弁では、地域活性推進のためにそれぞれの地域のリーダーを育てるということ、確かにそれも必要であります、町の職員と地域が一体となった取り組み、職員の地域担当制といいますか、そういうこともこの事業を進める上ではあってもいいのではないかというふうに思っております。特に、その体制については、2001年の宮城国体の民泊協力で職員がそれぞれの地域を担当した、そして、あの事業を進めたという経緯もありますし、また、敬老会、これもそれぞれの行政区ごとの開催をしているわけですが、そこにも職員を配置をして協力しながらその事業に取り組んでいるということでありまして、町全体として非常に大きい事業を進める、そういうこともスムーズに進める、そしてそれを地域の区長なり町民組織の代表者と相談なりに乗ってくれるような、そういう体制をつくるのには、それは職員の地域担当制、これがあってもいいのではないかというふうに思っておりますので、まず、このことについて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

議長　（大須賀　啓君）  
町長浅野　元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、それぞれの事業といいますか、について、手引書、具体的な説明書ということになるのでしょうか、そういったものを区長さん等に配付をしてというお話でございます。年度当初に区長会がございまして、そのときに区長さんたちに町の方針なり、また、大きな事業につきまして説明をする。一度理解してもらってですね、ということがございます。そういったときに、その事業について、すべてというわけにはまいらないというふうに思いますけれども、特に地域にお願いする部分とか、そういったものについて説明を、今もしているところではございますけれども、そういったものをもう少し、細やかな部分についてもやれるということが一つ考えられるのではないかとこのように思っております。

また、区長さんほか、先ほど申し上げました区長会ほか防犯とか交通安全とか伝統継承とか、そういった方々にはなかなか全体的なお話をする機会はないところでございまして、これまでもどちらかという、関連した事業があった場合に関係者の方々にお話をしている経緯がございます。こういった方々にお集まりをいただいて、一堂に会してそういった町の進み方といいますか、そういったものがあればというお話でございまして、今までそういった機会は持っていなかったところでございますけれども、そういうお話をいただければ、そういった機会が年度当初にでも、区長会であるような形であってもいいのかなというふうな考えも今ちょっと思ったところでございます。

また、職員の地域担当制ということでございますけれども、これも先ほど例に挙げられました国体の民泊または敬老会という形でございます。たまたまきのう、運動会がございました。各地区、職員も各地区地区でお手伝いといいますか、一緒にやっておったところでございまして、また、地区ごとの準備等につきましても、地区、部落といいますか、でも担当というわけではないんですが、出身地という形でお手伝いをしていることがございます。そういった中で、ある程度そういった役割もやっているのかなというふうに思っておりますが。地区担当制というふうになった場合に、こういったイメージといいますか、部落担当というところまでいけばいいのか、その辺もあるんだと思いますけれども、部落担当となりますと60行政区でございますので、なかなかきめ細やかにというわけにはいかないよう

なところもございます。だったら旧町村だったらどうなのか、それでもかなり大きくなっていくということがありますので。各町村でそういったことをやっているところもございます。うまくいっている部分、そうでない部分、あるようでございますけれども、担当というどういった形の取り組みができるのか。今もやっている部分はさっきも言いました、そういった形でやっているものをもう少し深める方法もあるのか、そういったことを考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。また、同時に、職員がそのことをすべてを理解して、職員担当それぞれが理解していくこともありますので、職員の勉強も当然ながら必要になってくるんだらうなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

総務常任委員会の平成21年、本年度の行政視察、秋田県仙北郡の美郷町に行っていました。その行政視察のテーマ、これは協働参画、いわゆる住民参加のまちづくり事業ということでございました。その中で、それぞれの美郷町で取り組んでいる内容について勉強をしてきたところでありますが、美郷町については大きく分けますとボランティア活動、そのボランティア活動のコーディネーター、それを町が進めていると。協力してその支援をするという体制。それから、ボランティアのコーディネート、それをする「みさぽーと」という名前の施設、コーディネーターの事務局といますか。それから、行政区機能強化プロジェクト、これは住みよい地域づくりということでそれぞれ補助金、助成金を出してハード面の整備をする、そういう取り組みの内容でございました。

非常に参考になったということは、まずもってこれは県民性といいますか、町民性といいますか、ボランティアをきちんとできる、取り組める、そういう町民が非常に多いということでありまして、学校なりいろんな施設の整備も含めたそういう支援をする。しかも、その中にはいろんな組織も含めた活動に取り組んでいるということでありまして、我が町でこのボランティア活動をお願いした場合、どういうふうになるのかなというふう

に思いましたが、そういうことがありました。

それから、ハード面では、それぞれの行政区内の集会施設に対する補助制度といたしますか、それがメインだったようでありまして、このことについては我が町ではもう既に実施をしている、そういう状況でありましたが、そういう中で特に感じたことは、協働で進めるまちづくり、その情報の発信といたしますか、それがきちんとできているということと、それから、ハード事業面についてはそれぞれの手引書配付をして、その手引書に基づいてそれぞれの事業に取り組むということもございました。

私は、先ほどから申し上げておりますが、この協働のまちづくり、しかも先ほど申し上げましたように、地域活性化事業としてのまちづくりの推進会の認定なり助成、そして、地域づくり推進事業ではまちづくり団体への活動支援、さらに、地域づくり人材育成事業ではそれぞれの講座、そしてその講座を通して得た成果、プラン、そういうものの実践への補助ということで、三つを掲げて我が町では予算を計上しているということでありますから、くどいようではありますが、このことについて詳しい内容を町民に知らせるといことは非常に大事なことだというふうに思っております。そのことについて改めて考え方を伺いをしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

美郷町ですか、でいろいろ新しいといたしますか、形でやっておられるということでございました。参考にさせていただきたいと思います。

また、町で今回、今年度計画しておりますそれぞれの活性化事業についての具体的内容を、住民参加の中でございますので、住民の方々に詳しく説明といたしますか、ということでございます。この考え方につきましては、それぞれの事業が具体化した段階でまたお声がけをするという考え方を持っておるのが基本でございますけれども、多くの方々に知ってもらうということもお話のとおり大切なことだというふうに思っております。こういったものについて、広報活動といたしますか、こういったことをやりま

すよ、こういった内容でやりますよということの具体的なものにつきましてお知らせする方法というと、やっぱり広報とかそういったものでまずお知らせするということが、まず全町民、全家庭にお知らせする方法の一つかなというふうに思っております。

あと、そのほかのやり方とすると、また区長さんたちにお問い合わせをしてお話をするとか、そういった形になってくるというふうに思いますが、方法としては、広報にその事業の内容等々について説明を載せるというか、そういったことが基本かなというふうに思っておりますので、また今後、どういうふうに、どの時期にどの事業にこういったタイミングで出すかということ等々もあるわけでございますけれども、その辺は内部で検討させてもらいたいというふうに思います。そういった形で、まず広報が一つの方法と考えますが、あと、そのほかにもいい方法があるかどうか、ちょっと内部の方でも打ち合わせをしながら、よい方法があれば。あと、ホームページですか、そういった形とか、そういったものを考えてみたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

まず、予算が計上されて既に半年がたとうとしている、そういう中で、やはり町民組織に取り組んでもらう、その内容を周知するということは当然なことだというふうに私は思いますし、また、そのための手引書の配付については、これは必ず必要なことだというふうに思っております。

また、いろんな事業メニューについても例示をするというような答弁でしたが、そういう中で、答弁の中では特に環境の整備といいますか、そのことにも取り組むという答弁があったわけではありますが、その中で特に取り組むべきこと、取り組んでもらいたいこと、町民にですね。そのことは、町道の街路樹、その下に植栽をしている植え込みといいますか、木がございませう。それぞれの地域によってはきちんと除草なり剪定をしているところもあると。今度の広報たいわ9月号ですか、その中には、このふれあい道路、これを中町の老人クラブがボランティアで清掃してい

るとか、それから、ほかの地域でもいろんな形で取り組んでいるということもありますが、全体的には植栽、植え込みについては業者に委託をしているといたしますか、地域振興公社を初め地域に委託をしていると。そういうものは、それぞれ該当する区が自分たち、自発的に除草なり剪定をすることによって、環境の美化、さらには交通安全対策、そういうものにもつながる、そういうことにもなってくるというふうに思いますので、そういう取り組みを含めた活動というものは、皆さんで取り組めるようなそういう体制があってもいいのではないかとこのように思っておりますので、このことも含めて、ちょっと話が行ったり来たりしますが、このことも含めて、改めてそういう啓発といたしますか、町民に対する啓発のあり方、そのことをお伺いをしたいというふうに思います。それで1件目については終わりにしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、例として挙げていただきました例えば植栽の管理といたしますか、そういったもの等も地域の方々にやっていただくというような考え方、そういった形でやって、今も一部ではございますが、そういった協力体制をもって植栽をやってくださっている方もおいでですし、また、地域によっては草刈り機ですか、地域の方々にお願いしている方もおるところでございます。そういった方々が実際もう既においでになることではございますけれども、そういったものをもっと広げた形でご協力をいただいて、みんなでまちづくりをしていくということでございますので、そういったことについてご協力いただけるのであれば、大麥町としてもうれしく思いますし、それで、みんなで同じみんなで作っていくまちづくりになるというふうに思っております。

交通事故の問題とかそういった部分もございましたので、一概にすべてがというわけにはいかないところがあるというふうには思いますけれども、基本的な考え方として、そういったものについてもやっていくことによって、協働のまちづくりの一つがなっていくということでございますか

ら、そういったものについてお願いするべきところはお願いをしながら、やれるところから進めていければというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

それでは、通告をしておりました2番目の地域特産品の創造・開発、このことについてお伺いをいたします。

本町の農業振興と商業の活性化のために、観光資源と組み合わせた滞在型・体験交流型観光の推進と、地域の素材・人材・技術・伝統を生かした本町ブランドの特産品、町の名物・土産品の創造・開発に町民挙げて取り組める体制をつくってはどうかということでございます。このことについて、町長の考え方をお伺いをするものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただ今のご質問でございますが、滞在型・体験交流型観光の推進、そして地域特産品の創造・開発についてでございますが、大和町ではかつて、中山間地域等直接支払交付金事業ということで、難波地区をモデルとしましてワークショップを立ち上げまして、平成15年にお立ち酒を再現した模擬結婚式、「ウエディングセレモニーお立ち酒」を実施したり、ウィンターフェスティバルということで、冬の花火やお神楽、雪灯籠まつりを実施した経緯がございます。

あわせて、県事業でございます「みやぎの”磁場”産業づくりモデル事業」としまして、55歳以上のいわゆるエルダー世代をターゲットに七ツ森周辺での体験観光ができないかということで、平成18年にスノートレッキングと温泉、里山の料理を組み合わせたテストツアーを開催いたしております。

さらに、南川ダム周辺関係者の連携促進によりまして、体験観光メニュー

一の整備や探索マップの作成をいたしております。このような影響もありまして、七ツ森周辺の観光客は年々増加している傾向にございます。

また、地域の素材・人材・技術・伝統を生かした本町ブランドの特産品、町の名物・土産品の創造・開発を町民を挙げて取り組める体制づくりでございますけれども、他県などから当町においでになる際に何が町の名物か、土産品かと言われるすと、町の優良地場産品推奨品としての菓子類や農産加工品としてのそば類などございますが、町を挙げての共通したものになると難しいものがございます。これまでいろいろなことを試行しておりますが、既存の町の優良地場産品奨励品を最優先にし、これをもとに生産者や商工会、物産協会が主体となっていただきながら、町が支援する形でなお一層のPR、販売等に努めてまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）  
中山和広君。

15番（中山和広君）

ただいま答弁をいただいたわけでありますが、まず、観光資源と組み合わせた滞在型・体験交流型観光の推進であります。この辺は第4次の総合計画の「商業の活性化と観光の振興」、その項でこのことについては明示をしております。その中には、「豊かな自然環境の保全に配慮し、ダム周辺の公園緑地、温泉、歴史、文化、農林業等を生かした家族連れで手軽に利用できる体験型観光を推進する」と。それから、「本町を訪れる観光・交流人口増加を図るため、観光関連団体やイベント開催の支援、観光情報提供の充実、同一デザインの観光案内標識、説明板の整備等を進める」というふうにしております。

そういう中で、今の答弁では、かつて中山間地域等の直接支払交付金事業、その中で難波の取り組み、その答弁がございました。ところがこれは、かつてはでありまして、現在はそこまでいっていないのかわかりませんが、そういう状況になっている。

それから、もう一つは、そのほかに、これも平成15年から16年、さらに15年から17年までの事業がございました。一つは、15年から17年まで事業で

取り組んだのはグリーン・ツーリズム、さらに16、17年度事業で取り組んだ体験観光推進協議会事業、このことが私は生かされていない、町の事業として取り上げた、そのことが生かされていなかったのではないかということでもあります。なぜそのことが広がらなかったのか、定着しなかったのか。そのことをどのように検証をしながらこの事業に取り組んできたのか、そのことがまず第1点であります。

それから、第2点は、町長からもお話がありました、大和町の名産品、名物、特産品といったら、ここにおられる皆さんもどういうふうに答えが出るのかですね。私は、強いて言えば、先ほども傍聴者からお話がありました、そばの生産は宮城県一だというお話であります、その生産されたそばを使って名物をつくっているのかどうか。それもやはり宮城県一になれるようなそういうものがあってはいいのではないかと。私は、強いて言えば大和町の名物、これは島田あめという以外にはちょっと……。あとは、それぞれやっていることはいっぱいあります。例えば大和まるごと市なり農協の朝市、さらには花野果（はなやか）広場での農産物の販売、JAグリーンでのそういう販売、さらには都市圏の物産交流ということで、巢鴨地蔵通りの商店街との交流、仙台でのまるごとフェアですか、そういうものには取り組んでいるわけですが、それはほんの一部の人、少数の人の取り組みであって、町全体がそのことに対しての取り組みにはなっていないというのが現状であります。売れない、人が来ないということだけでなく、そういうものをつくることによって人が自然に集まる、そしてそれが町のにぎやかさにつながるといふふうに、私はこのものを持っていかなくちゃならないのではないかと。

先日、町内の飲食店経営者とお話をする機会がございました。あんなたち、何か町の名物をつくる考えはないのかというお話をしましたら、大いにあると。ところが、あるんだけど、食材がないと。その食材を提供してもらえらるんであれば、我々はそういう名物をつくる気持ちは大いにあるというお話をいただきました。そういうこととお話をいただいたものですから、ああ、まだまだ大和町の飲食店経営者の方々は意欲的にそういう開発をしようとしているんだなと、そういう取り組みをしているんだなというふうに思いました。そして、じゃなぜそれが通じないんだと、みんな取り組めないんだというお話をしたら、商工会なり農協が一体となってそ

ういう食材を提供してもらえらるような、そういう体制をつくってもらえらば、それは取り組みは可能だというお話をもらいました。

あと、先ほども申し上げましたが、今年度の総務常任委員会でのこれも行政視察の中で、美郷町内の飲食店で昼食をとりました。その際に、チラシをもらってまいりました。こういうチラシです。遠いわけですからちょっとわかりませんが、これは、奥羽山麓のおいしい水と大自然で育った黒毛和牛、それと地域の特性を生かした食材、それから、さらには伝統のしょうゆ、それを使った「美郷まんま」というどんぶり御飯ですね。これを美郷町内の飲食店で取り扱っている、そういうマップをつくって宣伝をし、この町の名物にしようと取り組んでいるという、そういうお話を伺ってきまして、そこでお昼御飯を食べてまいりました。

それから、今、宮城でもいろいろ取り組みが宮城県内でもされておりますし、特にセブンイレブン、「食べよう宮城の食材」ということで、宮城県の食材を使った弁当、これも毎週金曜日でしたか、販売をしているということで、やはり町の独特の名物といいますか、そういうものをつくることによって地域を活性化させる、農業も商工会も活性化させる、そういう取り組みがあってもいいのではないかというふうに思っております。

ちょうどそういうところで見えてまいりまして体験をしてまいりましたことから、我が町としても考えてみたところ、大和町の名物はといたら、さっきも言ったように思い浮かばない。また、大和町のお土産品はといたら、それも思い浮かばない。それこそ、こういうものを町民挙げて、商工会、農協、そして飲食店の経営者の方々、挙げて取り組むことによって、新たな名物が生まれ、新たな土産品が誕生するのではないかというふうに思っております。本来であれば、このことは農協なり商工会にお話をすべきであります。観光物産協会の事務局は町の役場、産業振興課でありますから、そこが中心となったそういう取り組みができないものかどうか、そのことについて町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに、以前に取り上げたグリーン・ツーリズムなり、または体験型観光なりについての検証というんですか、そういった部分についてということでございますが、グリーン・ツーリズム等につきましても、お話のとおり、皆様のご協力をいただきながら取り組んできたところでございました。しかしながら、現実的な対応となったときに、なかなか受け入れ態勢側とお客さん側とのスケジュールの調整の難しさといえますか、そういったことがありますして、募集はしたものの今度は受け入れがなかなかそろわなかったりというようなことが現実的な問題として出てまいりました。試験的に何回かはやれたところでございますが、年間を通して受け入れ態勢とお客さん側の意向と、そこの辺がどうしてもうまくできずに、通年一つのものはずっとやっている農家さんであればよろしいんでしょうけれども、大和町の場合はなかなかそういう状況でもない中でございますので、お客さんが希望する作業と受け入れ側の作業と合わないとか、そういった難しさがあったというふうに思っております。その後、なかなかそういったツアーが組めない状況であったというふうに思っております。

また、地場産業等の事業につきましても、それぞれマップをつくったり、または先ほど言いましたウィンターフェスティバル等々をやったわけでございますけれども、土産物の研究もやりました。なかなか、これも継続が難しかったということでございます。単発であればできるのですが、やはりこういったものは継続的にやっていくということございまして、そうなってきた場合に、受け入れ側等の事情等もありまして、期待される成果が得られていなかった状況にありました。こういったものはなかなかやっぱり難しいものだなというふうに思いました。

また、そのほかにも、ハウレンソウをハウスで多くつくったときがありましたので、そういったものの利用方法を研究したこともありました。パウダー化してつくる方法とか、そういった研究等々をして、商品、一部試験的にやったところでございますが、採算的に合わないとか、思った成果が出てきていない状況等があります。

そういった中ではございますけれども、やはりこれだけの観光資源なり農業生産能力なり、そういったものを持っているわけでございますから、失敗を繰り返しながらも新たな方向でという形で第4次総合計画にのせて

おるところでございます。

また、新しい商品等の開発等につきまして、農協さんなり商工会さんなり、そういった各種団体とも連携をとりながらやっていくということ、これは大切なことだというふうに思います。課題としては、それぞれ黒川郡商工会なり農協さんも黒川郡という大きな枠になっておりますので、その中で大和町がという独自のものがどこまで取り組めるのかなという思いがありますけれども、黒川郡全体で考えてもできないことはないというふうに思いますけれども、そういった課題もあると。

観光物産協会が中心になってということございまして、物産協会、産業振興課にございまして、今、一緒に活動といいますか、やっているところでございますけれども、そういった協会の方々ともお話し合いをしながら、そういったことに取り組めるのかどうか、検討といいますか、お話し合いをしたいというふうに思います。

名産品といいますか、そういったものをぜひ欲しいところでございますけれども、やはりなかなか、商品を何品か開発して多分一つが出てくるんだというふうに思います。一つやったからそれが必ず当たるというものではなくて、何百品、何千品という中からヒット商品というんですか、本物のそういったものが生まれるんだというふうに思っておりますので、今のところまだまだ、推奨品は出してありますものの、おっしゃるとおりこれぞ大和町の名物だというものがいないところでございますけれども、これは物産協会なり商工会なり、または今、お話しありましたけれども、農協さん等の食材の提供とかそういったことも含めて、これからも研究、努力を、町というか、住民皆さんでやっていかなければいけないんだらうなというふうに思っております。これにつきましては、成果がぽんと出れば一番よろしいんですが、先ほども言いましたが、なかなか出ないところもありますので、繰り返し、継続的にやっていく必要があるんだなというふうに思っております。

それから、やっぱり、つくるだけではなくて売る方といいますか、住民の方々にも、やっぱり口コミでPRとかそういったことが非常に大切なんだというふうに思うものですから、そういったご協力もいただきながらやっていく必要があるんだらうなというふうに思うところでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

まず、体験型・交流型の観光なり滞在型の観光、このことについては、例えば親子で何かをつくる体験をする。そして、泊まって体験するなり、来て日帰りで体験するという方法もありますが、一つには、例えば「田舎へ泊まろう」的な発想ですよ。テレビでやっております「田舎へ泊まろう」というような、そういう発想で、親子で泊まってそこでいろんな体験をしてもらうということも一つの方法なのではないだろうか。

それから、これは産業振興課でチラシを出した夏休み自由研究スペシャル「酪農家見学会 牛乳ができるまで」こういうタイトルでそれぞれ出しているところもあるわけですから、課によってですね。それを一つにまとめた、そういう大きなプロジェクトといいますか、観光・交流型の観光、そういうものに結びつけるようなことが考えの中にはあっていいのではないかというふうに思いますし、それから、企業立地、町長の招集のあいさつの中にも、企業立地、いよいよそれぞれの進出状況が出てきました。そういう中で、やはりこういう体験できる観光なり町として誇れるお土産、そういうものがあることによって、ある程度、立地する企業の従業員に理解を得られる、そして協力をしてもらえる、場合によっては定住もしてもらえるような、そういうことにもつながるのではないかということから、このことをぜひ取り上げて、そして実践に移すと。

町長が言うように、これは何百種類、何千種類つくっても、本当にこれですよというのではないと思います。ただ、何点かでそういうものを、同じものをつくって販売する。そのことによって、それが口コミで広がっていくことによって、一つの人気商品になるというふうにもつながると私は思っておりますので。

なお、この「田舎に泊まろう」については、これも先ほど申し上げましたように、既に国体での民泊、それで選手を泊めるなりして体験をしているわけでありますから、そういうことも一つの方法としては考えられるのではないかと。

それから、もう一つは体験交流、そういう中では、親子での例えば名物

づくり、これは「伝えたい大和の味 食べてけさいん」という、伝統料理ですか、それを発行している組織もあるわけでありますから、そういう大和町の伝統料理、そういうものにも、体験をしてもらうことによってこの町を理解でき、そして、そういう交流、観光の交流につながってくるのではないかというふうに思いますので、あわせてそのことだけお伺いをして私の質問をあと終わりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町にあるいろいろなものを利用してやっていくということだというふうに思います。先ほどお話ありました「牛乳ができるまで」、あれは去年から始めたんですが、酪農家のところへ行って、搾乳も経験し、また、えさをやるというんですか、その後に、牛乳を使ったお菓子といいますかデザートといいますか、そういうものをつくったり、明治乳業さんのご協力をいただいてやったところでございます。

そういった形で単発ではやっているところでございますけれども、そういったものをいろいろあわせて、また、その中に伝統食を食べさせるなどしてということもございます、そういった企画等々について検討をということでございますが、こういったことを企画検討することと、あと受け入れ態勢、先ほど国体で経験しているということではあるわけでございますが、やれば単発ではなくてずっと、ある程度商売といいますか、そういった形でも進めていかなければいけないものだというふうに思います。

そういったこともございますので、受け入れ態勢について、町でこうやりましょうと言ってそれだけで済むものではないというふうに思いますので、そういった企画を出して提供をするといいますか、そういったことも町としてはお手伝いの一環だというふうに思います。先ほどありました商工会とか、または農協さんとか、そういった方々とも連携をしながら、また、飲食店組合の方々ともそういった連携をしながらということで、やっぱり一団体なり町だけがやろうと言ったところで、みんなが一緒になって、それこそ協働で取り組まなければいけない事業だというふうに思いま

すので、そういった意味合いでは、今後、そういった団体さんとのこういったことについてお話し合いができる機会等が持てればというふうに思うところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
中山和広君。

1 5 番 （中山和広君）

何回も申し上げてきましたが、このことについても、やはり今、町長が言うように、協働のまちづくりにつながると。そして、町が何でもかんでも皆取り組めというのではなくて、町はきっかけづくり、それをどういうふうにすればそういうきっかけがつくれて、そしてそれが成果にあらわれるのかというふうにつながると、私はそういうふうに思っていますから、そのことを強く期待をして私の質問は終わりたいというふうに思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で中山和広君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後3時09分 休 憩

午後3時18分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
12番上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

私は、通告どおり2件の一般質問をさせていただきたいと思います。

1件目はシニアの力を生かす場づくりです。

今、高齢化時代を迎えまして、定年後の生きがいを求めて働く場、活躍

する場を求めて、見つからない人がいっぱいいて、生きがいを失うというか、元気を失っている人も大分ふえているようでございます。これはあくまでも私が住んでいる団地の中の話です。というのは、大体、非常に年齢が偏っているんですけども、今、そういう年齢を迎えることになります人たち、高齢者の働く場、生きがいのある場をいかに町なり地域なりが創造して提供できるか、これがこれからの高齢化社会を地域が、自治体が本当に活性化していくために大きなキーワードだと思っているんです。そのために私は、この問題を取り上げました。

なぜかと言いますと、人間には、大きく分けますと社交的な人間、非社交的な人間、二つに分かれます。サラリーマンでしたら、サラリーマン時代は組織の中にあって対人関係とかいろんな関係、仲間がいたり上司・部下の関係でいろいろなことがありますけれども、非社交的な人間は、どちらかという、そういう組織から離れますとどうしても閉じこもりがちになってしまいます。閉じこもりになりますと、生きがいを失い、目的を失って、毎日の生活がマンネリ化してまいります。毎日の生活がマンネリ化するということはどういうことかという、まず、脳細胞の活動が低下します。脳細胞の活動が低下して、マンネリ化して行動力が鈍ってくると、やはり生・老・病・死という名前があるように、病気がちというか、そういう今はやりのうつ傾向といいますか、そういうものになって、それが老化現象に拍車をかけていきます。

それに反しまして、社交的な人間はどういうふうになるかという、仕事から離れて、まずお酒の好きな人だったら酒飲みのグループをつくったり、趣味のグループをつくったり、いろんなことをやましてサークル活動あるいはボランティア活動をする。そして、その中に共通の生きがいを見つけまして元気になってくるというふうに、60過ぎてくるとそういうふうに二つのグループができてまいります。

じゃ、町として考えないとだめなのはどこなんだろう。やっぱり、社交的な人間あるいは目的を持った人間化することだと思えます。それが広がれば、地域の活性化につながります。そして、これは元気をもらえますから病気が出ない。ということは、医療費が最小限で抑えられる。そしてそれは福祉の関係の費用の削減になるということで、そのお金がほかの方にプラスの面に利用できるようになるわけです。

じゃ、今、町が考えないとだめなのは何なんだろう。これは、非社交的高齢者を社交的な人間の仲間への勧誘の強化だと思えます。これが今、成功しているところと成功していないところによって、大きく変わってくるだろう。この問題につきましては、町内会レベルでは解決できない問題なんですね。町内会の役員というのは、大体その中の社交的な人が中心になって動いています。だからといって、その人たちに、どちらかというところ積極性のない人たちまで呼び込んで町内会活動をさせようとしても、なかなか協力は得られないのが現状じゃないのかなと。

そうすると、どういう人たちがしたらいいのか。これは、人間関係の深い人の勧誘があれば、その人に引っ張られてそういう活動にも参加してこれる。人見知りをする人、消極的な人、そういう人たちは、その人と親しくつき合っている人、その人に尊敬されている人がいろいろ勧誘して、そういう地域的な活動に参加するようになったとき、参加してくるんじゃないのかなと。

ただ、これは一時的にはそういうことが成り立ちますけれども、これは決して継続はしないんです。なぜ継続しないか。今までのやり方では、おもしろさ、楽しさがないから継続しないんですね。楽しければ、おもしろければ、必ず継続はできるはずなんです。ですから、ここで必要なのはアイデアで、楽しいんだというようなこと、そういう企画力、これが求められるんじゃないのかなと。

例えば、この間おもしろい話を聞いたんですけれども、ある町内会の老人会が混浴旅行をしようよという企画を女性が立てたんです。そして、私も酒飲みながら一緒に聞いたんですけれども、その女性の会合で、婦人会の……。ここまでしゃべる気はなかったんですけれども、口がすべっちゃったんでしゃべりますけれども。そして、手を挙げて、5人ぐらい参加すればいいかなと、飲み会ですからね、女性の老人会の飲み会ですから。と言ったら、そこに参加した20何名のうちの20名が手を挙げたそうです。それで、それを発案して言った人がびっくりしちゃって、どうしようかと迷っているんですけれども。それは本論から外れますが。

こういうように、楽しいとか何かスリルがあるとか興味のあることをやれば、非常に参加してくる。ですから、こういうアイデアとかそういうものを持っているんなら参加の勧誘をすれば、堅苦しい話をしたってだれも参

加したくないですよ。義理で参加するだけ。それは長続きしません。ですから、こういうシニアの参加する、社会に出る、家からとにかく出て社会活動をする、こういうことをぜひ町としても、そこまで極端な話は別としまして、何かそういうことはできないのだろうか。これがきょうの私のポイントでございます。

楽しくなければ継続はしません。だんだん自然消滅してしまいます。今、もみじの町内会の活動というのは、だんだん役員がかわると一つの企画が消えていく。それは、町内会のあれだから義理で参加している、そういう意識が強いからだろうと思います。ですから、その辺をどういうふうにしたらできるのか。町として、そういうことを活動している人たちに、どういうふうに誘導していったら、そういう意識を強くしてそういう活動に持っていけるかということが必要なのではないのかなというふうに思います。

例えば、これは四国の高知ですか、あそこでは、高齢者の方が集まってお茶飲みをやりたり飲み会をやっていたんですけれども、これは有名な話ですけれども、何か落ち葉を拾って、それをはしの下に敷くあれにして、それが商売になるようになったと。これは有名な、テレビでも放送されましたし、ですからそれが趣味と実益を兼ねた仕事になっております。落ち葉ではし置きをつくるということですね。お膳のつまにもなります。

それを聞いて、大和町の70%が山林だったら、大和町で何かもっといいものが木からとれないのかなと、そのとき私は考えたんですけれども。そういうことを考えていくことがこれからのシニアの生きる場、そしてそれを市場に出荷できるようになればすごいものだと思うんです。ということでございます。

町として、そのようなシニアの力を生かす場づくりというテーマで考えてるかどうかということをお聞きしたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
それでは、上田議員の質問にお答えをします。

ご質問のとおり、一層の高齢化社会の進行が見込まれている一方、まだまだ体力的にも健康で働く意欲を持った方や地域活動を通じた社会参加、自己実現を目指したいという方に、人材活用、雇用の確保も含めた場の提供という課題に向けまして、現在、22年4月の事業開始を目標にシルバー人材センター設立に向けた準備活動を実施しております。

シルバー人材センターは、自己の経験や知識を生かし、助け合いながら仲よくともに働くことによって社会参加し、そこに喜びや生きがいを見出そうとする地域の高齢者が集まって組織し、実益と会員相互の親睦を深めていく自主的に運営される団体でございます。このシルバー人材センターをより活発に活動するためにも、人材の掘り起こしは重要なことと考えておりますので、議員の皆様方にも人材の情報提供、事業への参加など、お勧めいただければというふうに思っております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

私、どういう、シルバー人材センターの中身というのをよくわからないんですけれども、私が今、重視しているのは、働くこと、体を動かすこと、頭を使うことによって生きがいをするということを重視して話したつもりなんです。ですから、シルバー人材センターですと、どっちかという勤務に対する報酬というような方が主力になってくるんじゃないかなというふうに懸念をしております。私が言っている意味というのは、そっちが主じゃなくて、こっちが主なんです。そして、それに付随して賃金とかそういうものが入ってくるという生きがいをこれから持つような施策をとっていかないとまずいんじゃないのかなと。それは、町が中心にならなくてもいいんです。だけれども、何らかの形で町が関与した方ができやすいというような考えがあるわけです。その辺について、ちょっと意見を聞かせていただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

シルバー人材センターでございしますが、今、報酬の方が主になっているということがあったようでございますけれども、基本的にシルバー人材センターにつきましても、もちろん報酬はございますが、これまで自分が、その方々が培ってこられた技術なり、またはそういった経験なり、そういったものを生かしていただいて、そして、そういった経験を生かした中で仕事をしていただくと。生きがいづくりという部分では、まず第一がそれだというふうに思っております。それに報酬もついてくるということでございまして。決して勤務といいますか、働くことで、メインというか、報酬を目的として参加するというものではないというふうに考えておるところでございます。生きがいづくりと。

また、この中では、当然そこに親睦、交流が図られるわけでございますから、そういった中から、常日ごろ、先ほどお話しでしたが、社交性のある方、非社交性の方、なかなか参加できない方、そういった方々についてもお声がけをして一緒に参加をしてもらおうとか、そういった効果もあるのではないかとこのように思っております。なかなか全体としてつき合いが、男の人って意外にそういう傾向があるというふうによく言われます。なかなか、仕事を終えたといいますか、定年の後に、女性の方は結構いろいろ活発に活動されますけれども、男の人は比較的うちにいるとかそういったことで、非社交というのか、出るのが苦手だという方もおるとこのように思うんですが、そういった方々が、男性の方々もいっぱい参加されるわけですから、そういった中で友だち同士が声をかけ合って参加をすとか、そういったことによってまた、仕事の面もそうですが、趣味の部分で交流が広がるとか、そういった副作用といいますか、そういった効果も人材センターにあるのではないかなというふうに思いはあるところでございます。

シニアの方々のそういったいろんなアイデアを出すとかそういったものに対して、企画すとかそういったものに対して町でかかわる考え方ということでございますけれども、町が企画してという形でどうですかという

と、また官主導みたいになって、また参加する方々についても垣根ができたりするんだろうと思いますし、町で、さっきお話があった混浴ツアーなどはなかなか企画が難しいと思いますので、そういったアイデアというのは、やっぱり仲間の方々というか、そういった方々でやられる。それに町としてどういったお手伝いができるのかということになるんだと思います。一つ、シルバー人材センターもそうですけれども、集まる機会といますか、これも一つのお手伝いではないかというふうに思います。

そのほかに具体的に私、思いつくところ、今ちょっとないんでございますけれども、大切なことだと思えますけれども、その方法については、繰り返しになりますけれども、今、人材センターを立ち上げております。それにそういった部分の期待もしておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

団地の感覚で言うんですけれども、シルバー人材センターにはなかなか足が向かないんじゃないのかな。というのは、イメージ的にシルバー人材センターというのは働いてお金をもらうのが主目的というふうに我々の、団地の考え方なんですけれども、そういう考え方が強い。でも、そこまでして働く必要はない。ただ、時間を持て余すから、そして仲間ができないから、そういう中の仲間づくりとか何とかという形で。ただ、町内会というのは、そういうのが余り、引退した人たちですから余り関係ないし、町内会で活躍した人はその役員の人たちとは面識はありますけれども、たかだか一つの町内会でそういう関係しているのは10名前後なんですね。そうすると、それを広くやって、私が言いたいのは、それをもっと網羅する網をつくりたい。そうすると、それに参加する人がいっぱい出てきていろんなものが出てくるだろうというところで、そうすると、一つの町内会でできて次回の町内会には伝わらない。単位が違いますから。そうすると、その辺の橋渡しというか、網をかけるというのか何て言うのかわかりませんが、その辺で町が何か関与して広めることはできないかというのがきょうの私のテーマなんです。その辺の町長のもっとちょっと突っ込んだ話というか、説明というのを欲したいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

シルバー人材センターに対する考え方というのは、いろんな考え方というのがあるんだと思いますけれども、今回、各地区で人材センターにつきまして説明会を開催いたしております。もみじヶ丘を含め、旧町村単位です。それで、その中でお集まりいただいた方の多かったところは、もみじヶ丘地区と吉岡地区というふうに聞いております。もちろん、全員が来られたわけではございませんのでそれだけで何とも言えないところがありますけれども、興味を持っておられる方は、団地といいますか、新しいところにもおいでなのではないかなというふうに一つ思います。

あと、ネットワークづくりのためのお手伝いという形になるんでしょうか、網をかけるというのは。町の方で例えばそういった機会を設けるという考え方の中で一つやっているのが、まほろば大学校とかそういった、いろんな趣味の世界といいますか、そういった形でお集まりをいただく機会、そういったもので一つつくっているといいますか、ああいったこともそういった機会になるんだろうなど。

また、例えば個人というか、地区でそういったまとまり、一つの組織といいますか、活動があって、これを広めたいといいますか、ほかの地区にも広めたいということに対するお手伝いという感覚であれば、例えばこういった集まりがこの地区にはございますよ、皆さんも参加してはいかがですかといったような形のお手伝いというのは、例えば広報等でサークル紹介とかそういった形、企業紹介とかもやっておりますが、サークルの紹介等々の形のお手伝いもできるのではないかなというふうに思っております。

あと、グループについてこちらから行って何かお手伝いすることがありませんかというよりも、例えばそういったもっと仲間を募りたいというのであれば、逆に町の方にご連絡をいただいて、さっき言ったそういった広報とかを通じて皆さんにお知らせする方法とかが考えられるのではないかと。

あと、何かこちらから行って、組織に対して何かしましょうかというのもまたちょっと、その組織といいますか、仲間のお集まりの中に町から入

っていくのも、どこまで入っていいかという問題もあると思うので、ちょっと難しいような気はするんですけども、今ちょっと考えられるものとしてはそういった、お手伝いの場所であればそういった広報で広めるとかそういったことが一つ考えられるのではないかなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

今、町長の回答は大分前向きな回答をいただきましたんですけども、ちょっとこれは外れるかもわかりませんが、これは2番目の問題で言おうと思ったことなんですけれども、介護施設の話で、大和町ではこういう介護サービスをしていますかと聞いたらしていませんと。じゃ、この付近でそういう介護サービスをしているところを教えてくださいと言ったらわかりませんという電話での回答だったそうです。こういう受け答えをされてしまいますと、町に相談してもしようがないんだと。一度そういう経験をした人は、もう嫌だと言っています。やっぱり電話の受け答えで、こういうところが大和町では、例えば、私がいるところは富谷が近いですから、富谷ではこういうのがあるんだけれどもと言うと、富谷で相談してくださいと。大和町の人でも富谷で利用できるか、そういうものが、いろんなあそこは遊び場所もある、フットサルとかというのもありますし、いろんなところで。でも、何かそういうあれがあった場合、大和町が親身になって、大和町の近辺で利用できるサービスとか施設とか何とかという電話が、問い合わせがあったとき、できるような受け答えをして案内してもらいたいというのが、この質問の底流なんですけれども。その辺、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
これは、接遇といいますか、お客様に対する対応のことだというふうに

思います。今の件だけではなくて、そういった何か問い合わせがあった場合に、どういったお答えをしてサービスの提供ができるかということだというふうに思っております。おっしゃるとおり、町でやっていなければそれにかわるものの情報提供とか、そういった形をしながら少しでも答えていくというのが基本だというふうに思っております。もしその部分が足りなかったとすれば、そういうことがあったとすれば、それはすぐにでも改めなければいけないというふうに思っております。

ただ、情報として町としてもすべてを知っているわけではないということもございますので、それは町として押さえている情報はもちろんそういった形で提供するわけでございますが、すべてがすべて、お客様が質問されたことに対して答えられるかといえばそうでない部分もありますので、そういった部分についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

今ちょっとあれだったんですけれども、すべてを知っているわけじゃありませんと町長言われましたね。そのこのところの受け答えですね。電話での問い合わせの町に対する受け答えが、すごく何かこう、冷たいというのか、何ていうのか。例えば、大和町ではこういうのをやっていませんけれども、富谷でやっているかもわかりませんから、富谷で利用できるか、施設とかそういう電話番号教えますから問い合わせしてみてくださいと一言言えばこういうクレームというのはつかないんだろうと思いますけれども、その辺の教育というか、徹底というか、電話での問い合わせの受け答えについて町長はどういうふうに今、この話を聞いて思いますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

電話の受け答え、これは窓口の受け答えももちろん同じだというふうに思っておりますが、そういったことがあってお客様に、町民の皆様方に不愉快な思いをさせたとすれば、大変申しわけなく思います。

こういったご指摘、上田議員からばかりではなくて、いろいろそういったご指摘もこれまでもありました。その都度、注意をし、そういったことがないように指導、また、そういったことを進めているところでございますが、まだそういうことがあるということは非常に残念に思っております。

そういったことがないように、相手の人がどんな気持ちで返答を受けるか、相手の気持ちになった形での回答の仕方といいますか、対応の仕方、そういったことを徹底させていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

ただいま町長から丁寧な回答をいただきまして、今後、そういう問題が起こらないことを期待してこの問題は終わりたいと思います。

それから、2番目の方でございます。町の介護政策の充実をということです。

現在、国の介護政策は、病院・施設から在宅へと方向転換がなされて、介護家族の負担が増加しています。町として介護家庭へのきめ細かな政策が考えられないのかなというのがこの質問の趣旨でございます。

まず、この趣旨から考えて町長はどういうふうに感じられるか。もっと詳しく言う前に、町長としてどういうふうに感じたのかということからお答えいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

上田議員、通告にしたがって。感情と言われても困るから。（「ですから、今ここの文章を読み上げたんです」の声あり）回答でいいんだね。（「質問の内容を読み上げただけです。感情を入れて読み上げただけです」の声あり）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

どう感じたかということでございますが、まず、この回答をお渡ししておりますので、このことから回答をまずさせていただきます。

介護政策に関するご質問にお答えをいたしたいと思えます。

介護保険におけます施設入所、ニーズが高まっているものの、老人福祉施設の設置状況や介護福祉士等の人材不足、入所条件が要介護3以上になるなどのため、入所待機者が増加傾向にあります。このような中において、国の施策としては、居宅介護サービスによる在宅介護への方向転換により、介護家族の負担が増加していることは否めない事実と考えております。

町では、介護保険制度内でのサービス提供ではカバーできない面が出た場合などは、包括支援センター職員がケアマネジャーからの相談に応じ、個々に応じたサービスができるかどうか検討し、対応している状況でございます。在宅介護におけます課題として挙げられるものに、病院にかかる場合の通院介助、院内介助、移動手段などがあります。介護保険上では制度的に無理が多く、支援策を講ずるには町独自の横出しが必要となり、財政的な問題も含め、今後の検討課題と考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

町長から回答いただきましたけれども、ある介護サービスについて町へ電話で問い合わせをした。そのときの町の電話の回答が、そういうサービスは大和町ではしていませんという回答だったそうです。じゃ、どこでそのサービスをしているか教えてもらえませんかという問い合わせたら、それはわかりませんという回答で、電話した人が大和町でわからないんだたらどこで聞けばいいですかと言ったら、県がわかるでしょうという形だったと。県に電話したそうです。県がびっくりして飛んできまして、この種の問題は黒川郡が非常に、こういうクレームが県に入るのが物すごく多いらしいですね。それで、県が、そういう話をしたよと言ったら、それでどうしたんですかと言ったら、そういう話で帰ってきましたという話で、黒

川郡が多くて、その中で大和町が一番県にそういう問い合わせをするのが多いそうです。そのために今回、これを取り上げたんです。

やはり大和町がしていないサービス、それで、特にほかの地域から入ってきた人ですね。ほかの地域でそういう介護サービスを受けていて、ここでできない。じゃ、どこだったら受けられるんですか。これは介護サービスだから富谷だって受けられるんですよ。仙台市の泉かどこかでも受けられるんですよ。だと思っただけですけども、じゃ、どこで受けられるんですかと言ったら、わかりませんと言われて、はねられたらしいんですね。飲み会の際にその話が出まして、きょうのテーマとして取り上げたんですけども。

やはり大和町は、基準があるんだと思いますね。介護サービスに対して。そして、大和町はこれだけのサービスはするけれども、このところはしていないんだよと言ったら、この代替の、どこへ行ったらこのサービスが受けられるかの案内くらいは最低できるようにしておかないと、これからどんどんそういう高齢化が進んで、そういうサービスが必要になった人たちを満足させることはできないんじゃないのかなと私は思っただけですけども。

ひとつその辺の調査というのか、調査と言ったらおかしいですけども、その辺の意識、今私が話した内容についての町長の認識と、これからそういう問題が起こらないようにしないとだめだと私は思っただけですけども、それに対しての町長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

議員おっしゃるとおりだというふうに思います。黒川郡、そして特に大和町が多いというお話、済みません、私ただいま初めて聞きました。ショックでございます。先ほど申しましたけれども、電話対応、これは保健福祉課のお話だと思いますけれども、に限らず、町全体の対応の問題にもかかってまいります。先ほど申したとおり、相手の気持ちに立って対応、接遇するべきだというふうに思っておりますし、その辺につきましては、早

速調べるといいますか、その中で、そういったことのないように指導してまいりたいと思います。

また、内容について「わかりません」という回答、先ほどもちょっとお話ししたところでございますが、勉強不足だというふうに思います。100%わかるというのはなかなか難しいところでございますけれども、そういったものについて、そういった回答しかできないとすれば、これは完全な勉強不足でございます。レベルが低いということになります。これはまことに申しわけない。こういったことは、早速徹底して直させます。

議 長 （大須賀 啓君）  
上田早夫君。

1 2 番 （上田早夫君）

町長からの答弁をいただきましたので、大和町のそういうサービスに関しての意識も実際のあれも大きく変わるんじゃないかと期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で上田早夫君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後3時58分 休 憩

午後4時07分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
3番伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）  
2件3要旨で質問いたします。

まず初めに、女性の健康支援・がん対策について。

現在、がんは死亡原因の第1位を占め、3人に1人が亡くなっています。特に女性特有であるがん、乳がんや子宮がんは年々増加傾向にある。しかし、日本のがん検診は英米に比べてかなり低い。厚生省では対策として、一定の年齢に達した女性を対象に検診手帳の交付と子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券を配布する制度が始まっている。

本町での事業開始はいつごろを考えているのか。その際、町内の対象者数、受診機関等はどのようになっているか。また、受診率の向上をどう図るのか、質問をしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、伊藤議員のご質問にお答えをします。

通常のがん検診につきましては、毎年3月に申し込みを締め切りまして、5月からがん検診を実施しているところがございます。子宮頸がん検診につきましては、8月1日から10月末日まで、日母方式、いわゆる医療機関での受診で実施しておりまして、乳がん検診につきましては翌日の3月にひだまりの丘を中心に集団検診で実施しておりますところがございます。

今回、国の経済危機対策の柱の一つとしまして、緊急に女性特有のがん検診事業が実施されることになりまして、5月下旬に決定され、6月30日を基準日として対象者が選定されております。対象者数は、それぞれの検診でその節目節目に設定されておりまして、子宮頸がん検診が20歳、25歳、30歳、35歳、40歳でございまして、対象者は790人、乳がん検診につきましては40歳、45歳、50歳、55歳、60歳で829人となっております。

これらの方々には、申し込みに関係なく、受診通知、検診手帳及びクーポン券を配布することになっております。なお、子宮頸がんの検診は毎年受診があるので問題ありませんが、乳がん検診については従来から隔年受診となっておりますので、2年続けての検診対象となる方も生じることになります。

今年度の子宮頸がん検診は、8月1日からの実施となっておりますの

で、既に受診票、検診手帳及び無料クーポン券の配布は終わっております。乳がん検診につきましては、来年3月の実施となりますので、今後、配布事務を行う予定でございます。

また、受診率向上に関してのご質問でございますが、対象者全員にクーポン券を配布いたしておりますので、全員が受診されることを期待しておりますのでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)  
伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

今年度の補正予算であることから、例えば10月から実施予定でも、ことし4月から9月に検診を受診した人に対して、さかのぼって検診費用が払い戻される自治体もあるが、本町はどうかということでございます。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
大和町では、今のところ、さかのぼるということは考えておりません。

議 長 (大須賀 啓君)  
伊藤 勝君。

3 番 (伊藤 勝君)

それでは、6月30日を基準日としていますが、転入・転出者の対応はどうなっておりますか。

議 長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

6月30日を基準日としておりますので、6月30日に大和町にお住まいの方が基本ということになります。基本といいますか、そこから基準ということになります。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

6月30日ということで、転入・転出者の対応は大丈夫だということですが、3番目として、里帰り出産前後のために居住地以外での受診はどうか、お聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

里帰りということでございますけれども、里帰りされる方、住所につきましては今住んでおられるところ、の方がこっちに帰ってきたという意味でしょうか。（「居住地で、近くで受診した場合とか、そういうことも考えられる……。」の声あり）里帰りでこちらに帰ってこられた方ということではないんですか。（「帰ってきて、受診した」の声あり）そういう方は、住所があるところでクーポンとかが発行になられて、そちらからその方にクーポン券とかが行くという形になっております。（「わかりました」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

ぜひ滞りのないように進めてもらいたいと思います。

続きまして、2要旨目で、子育て支援対策について。子育て世代を「ひ

とめぼれ」で応援。

3人以上の子供がいる家庭に、地元産のひとめぼれ30キロを配る子育て支援米を支給事業としてはどうかということで、秋田県男鹿市では、子育て世代に「あきたこまち」で応援する事業を始めました。成長期の子供を持つ家庭の経済的な負担を軽減するのがねらいで、18歳未満の子供が3人以上いる家庭、本町の該当世帯は399世帯、1,249人がいますが、町が引換券を配り、農協や町内の米販売店で新米のひとめぼれと交換できるもので、町の地産地消の促進にもつながると思うがどうか。

また、子育て支援策として、出産祝金などを出してはいかがか。少子化時代を迎える今、自治体では独自で子育て支援を実施し、出産祝金を支給しているところがある。本町も、第3子に3万円ぐらいの出産祝金を出して出生率の向上を図ってはいかがか。

議長（大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長（浅野 元君）

それでは、子育て支援対策についてでございますけれども、本町の出生率9.74人、1,000人当たりでございますが、県平均8.50人、1,000人に対して8.50人ということでございますが、を上回っておりますものの、全国的に少子化傾向にあることは議員のご指摘のとおりでございますが、本町も同様の傾向にありますことは否めない事実でございます。

要因といたしましては、社会構造及び産業構造の変化によるものでありますが、実態としましては、いろいろな面で将来に与える影響は少ないものと認識しております。

ご質問の3人目以上の子供さんを抱える家庭へ米引換券で地産地消の促進をも考慮した支援をとることでございますが、米を戦略としました総合的支援策につきましては、学校給食等も含めいろいろな面で効果があるものと考えられますが、子育ての支援に関しましては少し視点を変えてみたいと考えるものでございます。つきましては、少子化対策は今後の課題でもありますので、定住促進も含めて検討させていただきたいと、このように考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

少子化時代を迎え、自治体独自で子育て支援を実施しているところがたくさんあります。兵庫県三木市では第3子に5万円、栃木県佐野市には第3子に10万円、鳥取県倉吉市では第3子に2万円ということで、いろんなその市、その町村で独自の子育て支援を行っているようですが、本町もそういう形で何か子育て支援を取り組んでいくべきではないかなと思っていますが、どうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

子育て支援といいますか、子育てのお手伝い、これは大切なことだというふうに思います。町でもそれぞれ、大和町でも独自の支援もやっているところがございますし、そういったことは大変必要だというふうに思います。子育てをするに当たって、そういった現物支給といいますか、そういったお祝金という形で単発という形がいいのか、それとも継続的なものがあるのか、そういった考え方、いろいろあるんだというふうに思っております。支援策としましては当然そういったことが必要だというふうに考えておりますので、今後とも皆様にご意見をいただきながら、こういった支援が一番子育てをする親御さんたち、また子供さんたちに喜んでもらえるのか、そういったことを十分考えながら進めてまいりたいというふうに考えます。

議 長 （大須賀 啓君）  
伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

この前、ある婦人の4人ほどお子さんがいる人とお会いしたら、大変だ

という声を耳にしました。そういう部分で、こういう経済の厳しい中で子育てをしているわけですから、早急に取り組んでほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
子育てというものは、今だけの時代ではなくて未来、これまでもこれからずっと続いていくわけでございます。そういった中での支援ということでございますので、大切な施策だというふうに思っております。さっきも言いましたけれども、そういった形で単発的なものがあるのか、今度、新しい政府になった場合にいろいろなマニフェストもございますけれども、そういった形があるのか、高校に行ってからのもがあったりとかいろいろあるわけでございますので、大切な中でございますので、何度も言いますが、親御さんに喜んでもらえる、また子供たちにとって一番いい方法、そういったものを考えていかなければいけないと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）  
ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で伊藤 勝君の一般質問を終わります。  
5 番堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）  
それでは、通告に従いまして2件、4要旨につきまして質問をいたします。

まず、1件目の耕作放棄地の活用策についてを質問いたします。

農地は、食料を供給するための生産要素であるとともに、農業者にとって大変重要な経営基盤であります。しかし、近年は農業者の減少や高齢化が進み、全国的に耕作放棄地が増加し、景観を損なうだけでなく、病害虫の温床になったり有害鳥獣の隠れ場所となり、農作物に被害を及ぼし、地域に悪影響を与えております。耕作放棄地の増加を放置しておくことは、農業生産の減少による食料自給率の低下や農地の多面的機能の維持増進が困難になるなど、多くの問題発生につながっております。

昨年度の調査では、全国に耕作放棄地が28万4,000ヘクタールになっており、本町にも約50ヘクタールぐらいあると聞いておるところでございます。農水省では、2011年をめぐりに、農用地区域を中心に10万ヘクタールの再整備を目指しておるところであります。

私は2年前、平成19年の9月の定例会において耕作放棄地の解消について一般質問をした経緯がありますが、当時は、全国で05年に38万6,000ヘクタールあり、国では環境、林業的活用、放牧利用、集落営農、担い手への利用集積、市民農園、特定法人への貸し付けなどを行い、5年をかけて耕作放棄地をゼロにする施策を打ち出しております。その後、10万ヘクタールが減少をしましたが、10万ヘクタールすべてが解消したのではなくて、手のつけられない農地は原野への地目変更、また、農地以外の用途変更をするなど、減少した面積も大分あると思われま。

そこで、次の2要旨につきまして質問をいたします。

まず、1要旨目でございます。平成15年4月の農業生産法人以外の法人に対する農地の貸し付けを可能とする農地法の特例措置、いわゆるリース特区が講じられ、さらには平成17年9月に地域の判断で一般の株式会社などの農業参入が可能になったので、企業に農業経営の営農計画を出してもらい、事前チェックで可となれば、農地リース方式で参入させてはどうかということでもあります。

企業の参入は、企業誘致と同じで、担い手不足の解消、農業の活性化とともに、地元雇用の創出にもつながるものではないかと思えます。現在、山間地では、耕作放棄地になっている農地は、農機具では水田への復元は大変困難であります。建設会社などにリース方式で参入してもらい、建設機械などによる整地は容易にできると思われま。中には、耕作放棄地の

農地を借り受けた建設会社が、重機を使って整地し、自然薯、サツマイモ、ジャガイモ等を栽培し、成果を上げている例もあります。当初は農業委員会等でも、採算が合わず途中でやめるであろうと多分の委員は思っていたようですが、実際、現地施設に行ってみると、自社の機械を有効に利用しております。自然薯栽培、収穫方法等には従来の経営にない独創性があると評価をしておりました。

また、大手スーパーイオンでも野菜生産に乗り出し、独自ブランドで販売するとのことでもあります。次から次へとスーパーなどが参入してくると思われま。特に、今は消費者の食の安全・安心意欲が高まるに加え、節約指向を強める消費者のニーズにこたえるねらいもあるようでもあります。

ますます荒廃し、手がつけられなくなる前に、認定農業者、集落営農組織で引き受けがなければ、農家にとっては、大変残念ではありますが、農地を荒らさないで守っていくためには企業の参入も必要なことであると考えられます。抵抗感はありますが、農地を守ってもらえる意味においては、企業に貸すことも決して悪い判断ではないと思います。

また、農業委員会が関与するものであり、おかしい企業は参入できないと思うし、偽りの農業経営化は農業委員が常に目を光らせておけばよいと思います。

次に、2要旨目でございます。耕作放棄地対策協議会の設置についてでございます。

本年4月24日の全国農業新聞の掲載によると、山形県の天童市では耕作放棄地が1%未満という自治体もでございます。今回、第1回耕作放棄地発生防止解消活動で農林水産大臣賞を受賞をしております。それによると、これまで二、三十年近く毎年継続して耕作放棄地の実態の調査に取り組んできて、行政区域で何人かで農地パトロールを実施し、遊休農地の発生原因や解消方法を活用検討会で協議しているとのことでもあります。

できるだけ耕作放棄地を出さないためには、本町でも現在の農業委員だけでは目が行き届かないので、各行政区ごとに農地をパトロールする調査員を置き、もっともっと強力に対処すべきと思います。そして、調査員や関係者で構成する耕作放棄地対策協議会を立ち上げてはどうか、町長の考えを伺うものであります。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、農地リース方式による企業参入についてお答えをします。

従来、企業等が農地の権利を取得しまして農業を始めるためには、農業を主とするなど農業生産法人の要件を満たさないと認められませんでした。しかしながら、平成15年4月、議員お話のとおり、4月から実施されている構造改革特別区制度におきまして、農業生産法人以外の法人に対する農地の貸付制度を可能にする農地法の特例措置、リース特区が講じられました。さらに、この特区制度につきましては、これもお話ありましたけれども、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法改正によりまして、全国展開の措置が講じられ、市町村の定めた区域において企業等の農業参入、特殊法人貸付事業が可能となりました。また、平成21年6月の農地法の改正により、年内中に特定法人貸付事業が廃止となり、さらに規制緩和がされての農地の貸借ができる見込みとなっておるところでございます。

現在、本町では、当事業に関しまして、大和町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第6の特定法人貸付事業に関する事項におきまして、本町における農業の担い手の育成状況、農地の利用状況等を総合的に勘案し、実施しないものとするというふうな位置づけをしておるところでございます。今後、このように、農地法改正による基本的構想の見直しとあわせ、法人が参入した場合、認定農業者や集落営農を実施している地区などにどのような影響を及ぼすかなどを農業関係団体等と検討して、具体的な事例が出てきた段階で対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、耕作放棄地対策協議会の設置についてでございますが、国の補正予算におけます農振農用地内の耕作放棄地を再生利用する事業メニューがございますが、その補助を受ける前提といたしまして、耕作放棄地対策協議会の設置が義務づけられておるところでございます。この協議会につきましては、平成21年8月末で県内で36市町村中16市町村の設置となっております。

国の補助メニューの対象となる耕作放棄地につきましては、前にも述べ

ましたとおり、農振農用地に存在するものに限られておりました、現在、詳細を調査中でございますが、当町の耕作放棄地50ヘクタールのうち、農振農用地内にかわるものは約5ヘクタールでございます、農地面積全体2,342ヘクタールでございますが、全体の0.2%と予想されております。このように、現実としましては農振農用地以外の農地にかかわる耕作放棄地が多いのが現状でございます。

また、耕作放棄地につきましては、必ずしも町内の方ばかりではなく、所有者が他町村に居住するいわゆる不在地主の方の所有も多いようであります、ほかにも所有者が高齢であったり、地形などの条件のよくない農地に多く見られているようでございます。

さらに、この制度を利用して、耕作放棄地の再生によりまして、稲作づくり、米づくりができるということであればメリットも考えられるのでございますが、転作などで利用するとした場合には集落営農や集団転作組織での対応をしないとメリットがないと想定いたしますことから、一たん復元しても以前と同様の状態に戻る可能性もございます。このことから、今後、この協議会設置につきましては、農業関係団体等と検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

昨年ですよ、農業委員、区長さんも入って、転作確認をしながら耕作放棄地を調査も一緒に行ったわけでございますが、そして、そこでランクづけをしたようでございますが、ただ、面積を確認し、その後の取り組みはされたのか、その辺はどうなっているか、まずもってお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

昨年、今年も調査確認を、減反の調査と一緒に確認をしております、今その数字的な取りまとめをやっているところでございます。そのことについて、耕作放棄地といいますか、そういったものについては何か対策を打ったかということでございますでしょうか。それについては、具体的に町としてこうしましょうという方向でやっているところは、現在のところはございません。昨年の段階で。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

確かに今、米を初め農産物の価格低迷で大変農家は厳しいわけです。耕作放棄地、一部解消しても、また次から次へと新たな耕作放棄地が出てくるのが現状であろうかと思うわけでございます。やはり、これは農業委員にとにかく働いてもらって、調査したものを部落に、行政区に入ったりして、皆さんといろいろ懇談の場を持つなんていう考えはないんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

耕作放棄地の利活用という意味だというふうに思いますけれども、ご質問の耕作放棄地対策協議会等につきましては、今国の補正予算のメニューにのっておりますが、この対象地区につきましては農振農用地ということで対象になっております。それにつきましては、200万まで50%ですか、補助がつくという形でできるんですけれども、それが農振農用地であるということでございますので、先ほども申しましたが、大和町の場合は50ヘクタールのうち5ヘクタールぐらいが農振農用地でございまして、残りは農振農用地以外でございまして、この対象からはちょっと、今回の補助メニューからは外れる。ほとんどの部分、45ヘクタールぐらいは、という状

況にございます。

また、そのほかにも、農振農用地内につきましても、そのとおり飛び地であったり先ほど言った状況がございます。そういったことでございますので、これをまた復活して米をつくれるのかどうかという問題もございます。基本的には、米作ではなくて他のものをつくるという制度になっておりますので。そうした場合に、転作関係の集団転作なりそういった部分にうまくマッチするのか、そういった地理的条件なりそういったものもあるというふうに思っております。ですから、そういった形で復活できるとかそういうことであれば、それは対応ということも当然考えていかなければいけないというふうに思っております。

ですから、今年度分につきまして、今まとめ、数値の集計といいますか、まとめに入っているところでございますので、そういった、去年とどういった変わり方をしているか、そういった現状を見た中で、今後その部分についてどういった対応をしていけばいいのか、そういったものについて農業委員会を中心としながら検討をしていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

08年度の補正の中で、再生利用すると水田10アール当たり3万から5万の交付金が出るということで、さらには重機なんかを入れた場合はさらにそれに上積みがあるということがありますが、こういったものは本当にその転作にかかわる人、そういった農業委員なんかしかわからないような気がするんですけども、その辺はもっと周知すべきではないかと思うんですが、その辺どう思いますか。考え方をお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

わからないということは、制度的に農業委員の方が理解していないということでしょうか。多分そういうことはなく、わかっておられると思います。確認したわけではないですが、制度的なことは、農業委員会の方でも毎月定例会もありますし、その中でお話し合いというか、制度の内容については、承知していると思います。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

ですから、こういったものはやっぱり、転作にかかわる組合長ばかりではなく、JAなんかも含めてやっぱり行政区に入って、耕作放棄地の多いところにはやっぱりそういったこともあるんですよといった、そういった説明に入ってもいいような気がするんだけどね。新聞に載ったからわかっているのではないかと、そんな感じでなく。その辺、もう一度お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それは、地域の方がわかっていないということでしょうか。地域の方について指導するといいますか、こういう制度がありますということについては、農業団体なりそういったところからも説明はされているというふうに思っております。

こういう制度に取り組む場合には、例えばこの場所だったらこういう対象になりますとか、そういったものもあって説明をした方がいいのかなというふうに思いますけれども、今、今年度分につきましては集計中でございますので、放棄地、対象となる部分ですね。そういったところで、その対象、例えばそういった補助の対象になる部分とかそういったところがあれば、そういったことはその関係者にご説明を申し上げて、例えばこうい

う方法があるけれどもどうですかというような問いかけとか、そういったことも必要だというふうには思いますけれども。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

今、耕作放棄地もふえて、吉田の方で今、イノシシなんかが出て田んぼの中を大分荒らしているような状況なんです。沢渡だの吉田の金取の方も大分入って、大分田んぼを掘ったり稲を抜いたりいろんなことをしておりますので、やっぱりできるだけこういった耕作放棄地が減少するように、そういう対策を講じてほしいと思います。

それから、耕作放棄地の確認ですね。やっぱり農業委員だけでは行き届かない面もあるので、そこにサブ的に各行政区に1人ぐらいずつ補助員といますか、調査員を置いてはどうかということ、さっき答えがなかったんですが、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申し上げましたが、今年度も調査をしているところでございますけれども、これにつきましては減反の確認の際に、農業委員の方はもちろんでございますけれども、地区の区長さんなりまた役場の職員なりも一緒に行って確認をしております。それで、減反の確認と同時に耕作放棄地と申しますか、そういったものについてもチェックと申しますか、やって、そして今、集計になっているところでございまして、農業委員さんだけにお任せしてやっている状況では今もないものですから、それでも足りないならばまた考える必要があると思うんですけれども、今現在はそういった中で、区長さんとか役場の職員も入った中で、年に一遍でございますけれども、調査をしているという状況にあります。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）  
年に1回だけの調査ではなく、やっぱり定期的にパトロールしてもらえ  
るように、ぜひ、考えはないか、それを聞いて終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
年に一遍ではなくというお話でございますが、大和町 2,342ヘクタール  
あるところでございますので、しょっちゅうチェックできればよろしいん  
でしょうけれども、定期的に、作付というのは大体田植え時期に田植えを  
し、減反の確認をするわけですけれども、そのときに植えていなければ作  
付している、作付していないというチェックになるというふうに思ってお  
ります。違法にといいますか、作付をするとか、そういった部分のチェッ  
クということとはまた違って、この放棄地といいますか、そういった部分  
についてはしょっちゅうしょっちゅう変わるものでもないのではないかと  
いうふうな気がするんですけれども。だから、今は年に一遍ということ  
でございますけれども、年一遍でも私は十分ではないかなというふうに思っ  
ているところですけども。

5 番 （堀籠英雄君）  
十分ですね、目を配ってほしいと思います。  
それでは、次に2件目に入りたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
途中ですが、済みません、お諮りします。  
本日の会議時間は、議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長  
して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。  
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

それでは、2件目を質問いたします。町の現有資産で財源確保しては、  
を質問いたします。

リーマンショック後の日本経済は、企業の倒産や派遣労働者の解雇などで大変厳しい状況にあり、本町における税収も大きな影響を受け、財源確保が極めて厳しい状況にあります。平成21年度の町税収入は、前年度と比較して約2億3,500万の減で、今年度はこれらを補うため町債等で歳入予算が編成されました。減収したからといって行政サービスを低下させることはできないと思います。そこで、現有資産を有効活用して幾らかでもこのような収入を図れないかということであり、次の2要旨について質問をいたします。

まず、1要旨目であります。全公用車を広告媒体として使用し、公用車を走る・動く広告塔にしてはどうかという質問であります。

その広告費用でこれまで一般会計予算で賄ってきた車の燃料代や車検・整備費用等に充ててはどうかということであります。このように不景気で、各企業や商店等も広告費に回す余裕がないとは考えられますが、逆にこの機会をとらえ、企業の中には大いにそういう広告媒体を必要とするところもあるはずではないでしょうか。やってみる価値はあると思いますので、税収減を考えれば実行に移すべきと思いますが、それほど経費はかけなくてできるはずでございます。企業も費用対効果の問題もあり、今は経費節減の中、浸透は大変だと思いますが、重要であり、積極的に取り組んではどうか、が1要旨目の質問であります。

2要旨目の施設の命名権、ネーミングライツの販売についてを質問いたします。

このことについては、既に宮城県では宮城球場や県民会館、利府町にある総合運動場で行っており、命名権の売買についてはそれほど奇抜と受け取られない方法になってきております。このような経済状況下にあっても、徐々に都市部から地方へ広がってきていると思われれます。施設には多大な経費がかかり、大きな負担になっております。

本町では、該当すると思われる施設は、まほろばホール、総合体育館、ダイナヒルズ公園や各地区のコミュニティセンター、町有林や財産区有林などがあると思います。これも相手がいなければ成り立たないことではありますが、本町もこれまで農工並進のまちづくりを進めてきて、それで企業も多く立地しました。しかし、これで満足したものではないと思います。これからも工業の振興については、企業誘致のPRをもっともっと図っていくべきだと思います。庁舎内に入出入りする企業の方にもPRを進め、受け入れの下地をつくることを考えてはどうか、町長の所見を伺うものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、町有資産での財源確保に関するご質問にお答えをいたします。

ご質問の趣旨は、企業の広告宣伝事業と町の財源、特に施設等の維持管理費用の一部経費に充当するための方策としての提言かというふうに思います。

1点目は、公用車を広告媒体として使用することのご提案でございます。

公用車は、主に職員が職務遂行に利用するもので、町内はもちろんのこと、町外へも運行しておりまして、対外的に目につきやすいものであると思います。代表的な例としましては、仙台市営バスの全面広告がありますが、これはラッピングバスとしておおむね1年間の広告掲載で、ラッピング費用と広告費用負担があるというふうに聞いております。ラッピング以外の方法としましては、一部への文字記載やシール張りつけ等が考えられますが、走行する車両への記載であることから、文字の大きさや記載の方法として塗装形態なのかシール形態なのかの検討が必要で、その方法による掲載希望者ニーズ、効果と費用負担のバランスが重要な要素であるというふうに思います。

大和町では現在、広報たいわへの広告記載制度を持っておりまして、募

集を行っておりますが、平成20年度の実績としましては4団体から11回の掲載で17万円の収入となっております。広報紙は町内全戸への配布で、しかも手にとって見れる利点がございます。実施に当たりましては、これから先行する事例や広告依頼者の視点に立った検討を加えることが必要と思っております。

次に、まほろばホール、総合体育館などのネーミングライツに関するご質問であります。ネーミングライツは、施設の持ち主は命名権を与えるかわりに料金を受け取ることで、管理費の負担を小さくする効果があり、企業は宣伝効果などをねらって命名権を獲得するものでございまして、販売料金と広告、企業広告宣伝メリットに相応のバランスが必要なものというふうに思っております。

ご意見のありましたまほろばホールにつきましては、オープンに当たりまして町民皆様に親しみを持って利用していただくことを目的に愛称公募を行い、多くの応募の中からまほろばホールと決定をし、表彰し、条例に記載するとともに、案内看板等はまほろばホールと統一してあります。このことから、まほろばホールについては、これらを含めた検討が必要であると考えております。

総合体育館につきましては、愛称募集等の経緯はございませんのでこの点に関しては該当してはおりません。しかし、ネーミングライツにつきましては、多くの団体で実施され、決定も見ているところでございますが、その多くは入場利用者数が多い、また、ネームバリューがあり、命名権獲得報道での効果が大である等によるものと推測しているところでございます。したがって、ご提案の施設ネーミングライツや公用車の広告記載につきましては、双方のメリットの合致点が見出せるかも含めて検討する必要があるものと、このように思っておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)  
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

町には、公用車57台ですか、あるわけでございますが、7月分の燃料代

を見ますと約 300万ちょっとかかっているそうです。大体 1年間で大体概算しますと 3,000万はかかるのではないかなと思うわけでございます。公用車にもいろいろあるんですが、町民バス、ございますよね。町民バスにどうでしょうか、こういった磁気式の、マグネット式の広告とか、大和町には多くの企業が立地しておりますので、募集をしたりPRをしたりしてバスに張りつける。全面広告でなくてもいいですから、そういった考えはお持ちでないでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
広告の方法として、全面のラッピング、または張りつけてやる、そういったものがあるんだというふうに思います。町民バスということでございますけれども、全面ということはちょっと難しいかと思えます。また、交通安全とかそういったものとマグネットということがあるんでしょうけれども、広告としてマグネットというものがどれだけ需要というんですか、あるのかなという懸念はあります。そういった張るということであれば、ということでございますけれども、これは今度のははがれては絶対だめなものですから、広告というものはですね。やったらその期間中は間違いなくやっておくという責務というのもありますので、そういった広告の方法があるのかどうか、その辺から考えなければいけないのかなというふうに思います。「交通安全」とか「見回りをしています」とか、ああいうのであれば皆さんにわかってもらうということでもいいんでしょうけれども、お金をいただきながら広告をするということはやっぱりそれだけの責任もありますので、そういったことが可能なのか、その辺も勉強しないと、ちょっと勉強していませんので、そういったこともあるのかなと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

ぜひそういった企業を募集なりPRをしてもらって、できるだけそういうことができますようにひとつ頑張ってもらいたいと思います。

それから、ネーミングライツでございますが、宮城県では宮城球場、クリネックススタジアムですか、今。県民会館は今、東京エレクトロンホールと言っておりますが、本町のまほろばホールは公募で決定したので検討が必要ということでございますので、総合体育館など、行ってみますとかなり本当に、宮城県でも数えるくらいのすばらしいものではないかと思っております。ただ、使用料を見ますと平成20年で648万となっており、経費は物すごくかかっているんで、そういったものを、どうでしょうか、ネーミングライツをやってはいかがなものでしょうか。町長の考えを伺います。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ネーミングライツ、これにつきましては、先ほどもお話ししましたけれども、広告を出す側の方と場所を提供する側の双方のメリット、そういったものが相まって初めて成り立つものだというふうに思います。

総合運動公園について多くの方に来ていただいているわけですが、費用対効果を見たとき、町としてはよくても企業さんの考え方ということもあるのではないかと思います。募集するについても、これだけの人が来ますから、こういった方がおりますからどうですかという提案をしなければいけないと思いますので、その辺の基準といいますか、宮城球場とはまたちょっと、来る人の人数的なものかなり違うのではないかなというふうに思いますので、その辺、基本的にこういったところでこういった人数が来たときに企業さんが最低限やるのか、そういったこともあるんだろうなというふうに思います。そういったことについてもまだ勉強しておりませんが、そういったことからまず始めないと、募集だけして相手さんから見向きもされないという形でもみっともない話になりますので、そういったところの研究も必要だなというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

塩竈市の体育館ですね、昨年 500万で募集をかけたそうですが、何か4社ほど話があったそうですが、ちょっと折り合いがつかずだめになってしまったそうです。そしてことし、300万に下げて今頑張っているそうです。ぜひ大和町で、何か一つでもいいですから頑張ってやってほしいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で堀籠英雄君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後5時01分 休 憩

午後5時09分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

きょうは私で最後になります。5時を回りましたけれども、いましばらくの間、ご辛抱いただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、私の方から2件質問をさせていただきます。

まず1件目ではありますが、郵便等による不在者投票についてということでご質問させていただきます。

恥ずかしい話なんですけど、この間、8月13日の読売新聞でありました。私も、こういった制度があったのかということちょっと興味を持ちましたので、一般質問の案件にさせていただきます。

先日、8月13日読売新聞、読んでおりましたら、身体の障害をお持ちの方、また、高齢のために投票所まで自力で行くことが難しい方が結構いらっしゃるようだというふうな記事でありました。そういった場合、自宅にいながら投票ができる郵便投票という制度がありますよということです。郵便投票の場合は、体の障害で投票所に行けない人が自宅で投票用紙に記入をして郵送で投票するという制度であります。この制度、今まではこの対象となる方は身体障害者の手帳か戦傷病者の手帳を持つ重度の障害者に限られていたんですが、2004年、平成16年3月1日に見直しされて、要するに間口を広げたといえますか、介護保険で要介護5と認定された高齢者の方もこの郵便投票の制度が適用になりますよということになりました。また、家族などによる代理記載という制度もありますということで、こういった障害をお持ちの方、また介護度5の方でもうちにいながらにしてそういった1票を投じることができるという制度なものですから、我が町で、大和町でこういった制度をご利用されている方はどの程度いるのかなということで、要旨に書いてあることで質問をさせていただきます。

非常に手続きが煩雑であるようなんですが、こういった形で選挙管理委員会の方は選挙権行使の機会を町民に啓発するという役目を負っているわけなんです。こういった形も入れまして1票の重さというものもありますので、投票率のアップも図れるのではないかなと思います。我が大和町では、これらに該当する事例がどのくらいあるのか、また、実際にあるとすれば、若干少ないんだということであれば今後、こういった制度の周知が必要なんじゃないかなというふうに思います。この周知、またPRをどのように図っていくのかをお伺いするものでございます。以上、1件目でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
それでは、馬場議員のご質問にお答えをします。

郵便等によります不在者投票につきましては、先ほど議員からもお話しあったところでございますけれども、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお

持ちの選挙人でございます。両下肢、体幹、移動機能障害で障害の程度が1級か2級の方、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害にあつては1級と3級の方、免疫の障害にあつては1級から3級の障害の程度の方や、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方に認められている制度でございます。投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する郵便等投票証明書の交付を町の選挙管理委員会から受けている選挙人が利用することのできる投票制度でございます。さらに、障害の程度が上肢または視覚障害で1級の方は、あらかじめ届け出た方による投票用紙への代理記載も認められておるところでございます。

大和町におきまして、5名の選挙人にこの郵便等投票証明書を交付しております。そのうち1名の方が代理記載の届け出をされております。町内で身体障害者手帳等の交付を受けている方で下肢、体幹、移動機能に1級と2級の障害をお持ちの方は48名、心臓、腎臓、呼吸機能、膀胱、直腸機能、小腸機能、免疫機能に1級と3級の障害をお持ちの方は190名おられます。この方々につきましては、個々の身体障害者手帳の記載内容によりまして、この制度に該当となる方々とそうでない方々がおられます。要介護5に認定されている方は78人おられるところです。

現在の制度の周知方法でございますけれども、保健福祉課におきまして身体障害者手帳の申請がなされたり、要介護状態区分5の認定がなされた場合に、郵便等による不在者投票制度に関するパンフレットの配布をしているところでございますが、実際の申請までには至っていない状況でございます。

今後につきましては、広報等の活用はもちろんでありますが、保健福祉課と連絡協調をさらに密にしまして、各種の訪問指導等の機会にパンフレット等の配布を行いますとともに、介護サービスを行っている事業所にも協力を依頼して選挙権を行使いただくよう努力してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長（大須賀 啓君）  
馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

今、答弁いただきました。この制度を利用するには、今、町長の答弁にありましたように事前の手続が必要なようです。まず、自分が郵便投票の対象であるということを証明する郵便等投票証明書をあらかじめ交付してもらうという必要があります。この手続はいつでも可能なようでして、しかも投票証明書の有効期間、これも7年間あるというふうに、新聞記事の情報なんです、あるようです。介護保険の被保険者証で申請した場合は、その保険の有効期限までというふうなことであります。まず、その証明書をもらって、単なる私がこういった証明といえますか、権利がありますよということですので、それを送ってもらって、今度、投票用紙をもらわなきゃならないわけです。

2番目の手続としては、投票用紙を請求できるのは投票日の4日前までというふうになっています。投票用紙が送られてきて、到着するのは、郵送した投票用紙は、投票所の閉まる時刻までに届けばいいというふうなことです。ですから、もらいに行くというのではなくて、そういった最初の手続もその後の投票用紙をもらう手続も郵送で可能だというふうに、これを読んだ限りはできています。

ですから、さっき言いましたように、本当にそういった判断できる方で、ただ身体がちょっと不具合だという方は、うちにいて、郵送してできるということですから、知らない方が多いんじゃないかというふうに私自身ちょっと考えるんですね。ですから、今、お話ありましたように、福祉課の方でそういう手帳の申請に来た方、または要介護状態になったという方にパンフレットを渡しているよといっても、やはりどの程度、こういう状況になられた方はこういう選挙のことも、こういったものがありますよという意識を持たないと、福祉課の方はやっているとは思いますが、そういったことも手軽にできるんですよという、やはりPRが必要なんじゃないかなというふうに思ったところです。

代理記載の場合は、介護保険の方は適用にならないようなんですが、障害者の方の該当のようですけれども、今言った48名、190名全員が適用になるかというところでもないようですけれども、一人でも多くの方がそういった機会を利用して1票を投じるというのは、一つの喜びにもなるんだろうというふうに思いますので、そういうPRの仕方がちょっと、渡して

おるとは言うものの、もうちょっと力を入れて町民の方にアピールをする必要があるのではないかというふうに思っています。

今、ご答弁いただいたように、訪問指導の機会とか、あと介護サービスを行っている事業所にも協力を依頼しているという町長の答弁であります。あとは、例えば社会福祉協議会なんかもそういった形で携わりますし、むしろ都度都度、家庭に行かれる方の口を通してPRをすればもっともっと効果が上がるんじゃないかというふうに思っています。

以上、そういったことで、PR不足じゃないかというようなことで再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

確かにこの制度についてPR不足といいますか、周知が今まで足りなかったように思います。私自身も余り具体的にこの制度について理解していませんでした。部分がございました。先ほども申し上げました、重複になりますし、馬場議員のお話しされたとおりでございます。PR不足、申請時にそういったことについてパンフレットは差し上げているものの、そういった制度がある、もう少し具体的にといいますか、丁寧にといいますか、ご説明もして、理解をいただくということが必要だったというふうに思っております。

障害者手帳とかを渡す機会、そういった機会のほかに、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、訪問した場合とか、そういったときにこういった制度のあることをきちっと説明をして申請に結びつけられればというふうに思っているところでありまして、これからその部分につきまして、お話のとおり、PR活動に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

さっき言いましたように、私も勉強不足でわからなかったんですが、こういったこの間の衆議院のあれを見て、裏にはやっぱりいろいろな方法がありますよということが書いてあるんですね。ここにも期日前の投票制度、不在者投票制度、それと郵便等投票制度、何気なく私どもは一般投票というか、普通のあれで行きますから見逃してしまうんですけども、これを機会に勉強させてもらったと思っています。

この間の衆議院の選挙、あったんですが、河北新報なんかの数字を見ますと、4区なんですが大和町、4区合計で投票率が69.4%、いろんな市町村を入れて大和町が一番投票率が悪い。66.38%なんですね。4区の中では最低なんです。ですから、そういった形で、間もなくいろんな、すぐに選挙がまた続々と始まります。やはり1票でも多く、選挙管理委員会ではいろんな、一人でも多くの方に投票に来てもらうために選挙にはいろんな投票方法がありますよと。それから、暮らしをよりよくするために大切な1票なので、投票方法をよく理解して積極的に参加してくださいという訴えは、どこの選挙管理委員会もしているんですけども。特に我が町なんかは投票率もこういった形で結果が最低だということもありますから、あらゆる可能性を秘めているわけですから、一人でも多くこういったものに力を入れていただければというふうに思います。

では、この件に関しましては、今町長がPR不足でもあったので力を入れるというふうな答弁がありましたので、1件目は終わりたいと思います。

2件目に移らせていただきます。2件目なんですけど、防犯への意識向上を図れというふうなことでご質問させていただきます。

大和町の安全安心まちづくり条例が施行されて、平成20年1月1日施行です、1年8カ月を経過をしております。基本計画、また活動推進体制、これを決めなきゃならないというふうにはうたってあるんですが、実効性のある計画をするために、まだこういった基本計画なんかは整っていないんじゃないかというふうに感じるわけです。さらに、仮称でありますけど、大和町の防犯団体連絡協議会というものが仮称でありますけど、この団体はあらゆる組織でつくられておまして、非常に大切な情報交換の場となるんじゃないかと思います。単独では消防団であつたり防犯パト隊であつた

り区長会であったりいろいろありますけれども、やはり横の連絡を密にするということからすれば、これは急いでつくる必要があるんじゃないかなというふうに思っております。まだちょっとそれが機能していないんじゃないかと思っておりますので、こういった構想でおられるかをお尋ねします。

また、この間の7月15日に実施されました「まほろばの里2万5,000人の安全日」というタイトルで運動したわけなんですけど、これは2万5,000人という、全町民というふうなタイトルでうたった割には、何か浸透性に欠けたんじゃないかというふうに感じるんですが、そういったことも含めまして、多分、毎年この安全日というものを決めてやっていくんだらうと思うんですが、そういった反省を踏まえて町長のお考えをお尋ねいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、防犯対策への意識向上についてでございますけれども、地域の防犯対策は、大和町防犯協会を中心にいたしまして、各地区の防犯協会や各行政区、学校PTA、婦人防火クラブ等関係団体から成ります地区防犯パトロール隊が、通学の見守り活動や防犯パトロール、防犯意識の向上に実践され、ご指導いただいておりますことに心から感謝を申し上げるところでございます。

安心安全まちづくり推進の基本計画につきましては、町民みずからの意識向上と町、町民、事業者の連携・協働による事業推進のための基本方向、施策事項等を定める必要がございます。現在、策定につきましては、防犯のほか交通安全等の町民の身近な安全安心体制を含めた計画づくりを大和警察署の指導を得ている状況にございまして、防犯関係者、団体並びに町内事業者と協議をして、計画策定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また（仮称）大和町防犯団体連絡協議会につきましては、まだ設立はしておりませんが、想定をしております各防犯団体等は、大和町防犯協会、各地区防犯パトロール隊、すこやかな子供をはぐくむ大和町民会議、防犯

関係機関・団体と防犯や青少年の健全育成をおのおの実施しておりますので、基本計画策定の際には、情報交換等を含めた新しい新組織を設立するか、現組織の防犯協会の事業を拡大するか検討してまいりたいと思っております。

まほろばの里2万5,000人の安全日は、大和警察署と共催で開催したものでございまして、大和町の刑法犯罪は、一昨年までは減少したものの、平成20年度は前年度と比較して58件、21.4%の増の329件となりまして、凶悪事件や振り込め詐欺など犯罪が発生しておりまして、体感治安は改善されておらず、依然として厳しい状況にあることから、全町民参加の安全日を夏休み前の7月15日に緊急に計画・実施いたしましたものでございます。

内容につきましては、防犯、交通安全、防火、事業所内での無事故等と呼びかけ、各業務に携わる関係団体と区長、住民皆様、また宮城県警や町内各企業の方々の協力を得て、朝の出動式並びに防犯講習会、宮城県警によります町内警らや交通指導を集中して実施したものでございます。

広報や全世帯に防犯チラシで啓発を行ったところで、朝の出動式には31関係団体約300名の参加をいただいております。このような活動を踏まえまして、安全安心まちづくりを計画的に推進するための基本計画の策定と活動推進体制の整備を早急に図るとともに、住民の防犯意識向上において警察の役割、町の役割、関係機関の役割を分担して各業務に当たり、犯罪等を減少させて安心して暮らせる町を実現したいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

今ご答弁いただきましたが、安全安心まちづくり条例、基本理念として町民一人一人がみずからの安全はみずからが守る、地域の安全は地域が守るという意識を持って取り組みましようというふうなことをうたわれてはおるんですが、やはり実際のこういった計画が、推進をしていく上での基本計画が1年かかってもまだでき上がっていないというのは、非常におくれているんじゃないかなというふうに思っております。

そういったさなかで、防犯に対する姿勢が疑われるといたしますか。というのは、7月8月で割と町内にも泥棒が結構入ったんですね。聞いているかと思うんですが。商店の方に夜に入って、レジをあけて盗まれたり、また、その後、ちょっと志田町でもあったんですが、その後、南の方のお店とか二、三件出たりと、そういった形で、こういった時世を反映しているのかどうか、非常に物騒なあれになっていますし、いずれにしても防犯といたしますと、今町長おっしゃるように、交通安全のことももちろんそうですし、全部ひっくるめてというふうな形になりますが、そういった横の連絡をとるということが一番大事だと思いますので、条例をつくる段階でそういった推進体制の案として一応私ども、見せていただきましたが、ぜひ（仮称）大和町防犯団体連絡協議会、こういったものを早急につくって活動を展開すべきだろうというふうに思います。

また、先日の「2万5,000人の安全日」というふうなことでありますが、私もちょっとまほろばホールに行って参加をさせていただきました。団体の長、また、役員といたしますか、そういった方々は伝わっておるようですけれども、タイトルを見ますと全町民というふうな、格好はいいんですが、30分40分程度で終わったんですけれども、その日はたまたま15日だったので、そういうことがなくてもPTAの方はつじつじに立って旗を出して見守りはしているんです。だから、タイミング的にはよかったなと思いますけれども、こういうことがあったんだと言っても全然わからない。ですから、チラシが、広報と一緒にですか、回覧かなんかで回りましたけれども、またやるというふうなことであれば、やはり町民に対する意識づけが重要なんじゃないかなと思います。今回はちょっと時間がなかったというふうなこともあるんでしょうけれども、次回やるとすれば、もっともっと、1年近くあるわけですから、もっと功を奏するような、全町民挙げての、これが安全日だよというふうにつくってもらいたいと思うんですが。以上のことについても、いま一度ご答弁をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず初めに、基本計画の策定について、確かにちょっとおくれておるところでございます。この条例、理念条例といいますか、そういった具体的なものは示していないといいますか、こうありましようというあれですけども、具体的にその計画についてはそういった部分でできていないということで、ちょっとこれはおくれておりました、至急、警察署とかともいろいろ協議があるわけでございますが、計画の方も、策定の方を進めてまいりたいと思います。また、その中で連絡協議会の位置づけといいますか、これ仮称で今、できておりますが、どういったところで、防犯協会が中心になればいいのか、またはそういった新しい組織になったらいいのか、仮称ではそういう考え方を持っておりますが、その辺につきましても具体的にあらわしていかなければいけないというふうに思っているところでございます、これはおくれていることは事実でございますので、進めていきたいと思っております。

また、安全の日につきましては、お話のとおり、ちょっと日程的な、言いわけになりますが、日程的なものでちょっと時間が少なかった。夏休み前に子供たちがまだ通学している間にそういったものをやりましようという意識があったものですから、日程的にちょっときつめで入りました。そのために、皆さんに周知する時間といいますか、そういったものについてなかなか徹底できなかったところがございまして、協会とかそういった方々の、言ってみれば役員の方々とかそういった方々に中心になってもらったということがございました。あと、企業さんとかそういった、今回初めてああいうふうに、企業さんとかの車とか、自衛隊の方々の車とか、また企業さんのバスなりまたは配送車といいますか、そういったものも来てもらったところもありまして、そういった新しい部分もあったものですから、どちらかというところの方にウエートが行ってしまった嫌いがございました。

議員お話のとおり「2万 5,000人」という内容でございますので、そういったことを反省を踏まえて、次回、次回やるとまだ決定しているわけではございません。大和警察署とも打ち合わせをしながら、県警も絡んでくるものですから、次回についてはまだ具体的になっておりません。もしかしたら地区、変わってやるとか、ヘリコプターが来たりするものですか

ら、そういうことがあったりするものですから、そういったことについては今後、打ち合わせをしていかなければいけないと思いますが、お話のとおり、せっかくやったものではございますけれども、周知する部分について足りない部分があったというふうに反省をしております。もし次、あるとすれば、そういったことについては十分に、そういったことのないように、2万5,000人、皆さんが同じ意識を持って参加できるような大会にしたいと、このように考えております。

議 長 (大須賀 啓君)  
馬場久雄君。

9 番 (馬場久雄君)

なるほど持ち回りかもしれないというふうなことです。来年やる場合には、ぜひ事前に町民みんなに周知できるようにお願いしたいと思いません。

それと、どうしても警察の方と一緒にやるとなると、例えばの話が、防犯パトロール隊、今、全地区ありますけれども、うちの方は5地区で立ち上がってやっているんですが、当初のやり方といいますか、小さい子供、登校時・下校時、見守ろうということから、やはり今度、防犯というか、泥棒が出たとか危険なことをやらされるので、その組織の中で迷ってしまうところがあるんですね。もう皆一緒になっちゃいますから、警察の場合は。防犯というと交通安全から、防犯というと、ほら泥棒だとか、ほら強盗だとか、襲われたとか。だから、いろんなものまで皆、警察の方では要求してくるので、その辺でちょっと、現場の組織としては、ん、そこまでかというふうなこともあるので、やはりその辺は、今後のまちづくり条例を基本に進もうというときには、いろんな条件を明確に出してやった方がいいと思います。どうしても今までの経過からすると、警察の場合は欲張りだなと思っています。人がいれば何でも使った方が得だというふうな、そういう意識はないんでしょうけれども、そういう人力でどうしても当てにされるということがありますから。やはりおのおの、各地区地区、またその団体でできることを、やはり名目上、可能なことを要求して行って、町民みんなに参加してもらえるような条例を推進するような形になればいい

いなというふうに思います。

そういったことで、この2万5,000人の安全日、私はよかったなと思いますけれども、そういうことで、せっかくですから大和町でこういう安全日をつくってしまおうとか、そういった形ででも出てもいいのかななんて思っています。地区はいろいろとその年々でかわっても、何日かをこういった形で決めたらいいんじゃないかなと思っていました。こういうあれで7月15日となっているから、今後もこれでやるのかなとちょっと私も思ったものですからしたんですけれども。そういった、せっかくのあれですから、来年、こういった形でか、安全日というものを決めて、総力を挙げて取り組みをしたらどうでしょうね。その件に関してはいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回、この安全日、まほろばの里2万5,000人のというのを大和町につけて、安全日、こういった大会は宮城県で初めてのケースだそうでございます。警察署から聞きますと。今回は残念ながらといいますか、大和町、犯罪につきまして、全体的に減っている中でこの地域がちょっとそういった部分で伸びたということもありまして、特にまず大和町からスタートしてはということで提案があって取り組んだところでございます。こういったことに対する意識といいますか、そういったものを高める上で、こういった大会というのは効果があるものだというふうに思っております。

何もかにも一緒にということにはいかないのかもしれませんが、例えば交通安全の出勤式、今、年2回、大和町では、大和町ではというか宮城県でもやっているわけでございます。そういった形で定着するといいますか、そういったことによって、地域全体の安全なりそういったものに対する意識が醸成されるということも考えられますので、そういったことで、恒久化といいますか、定例化といいますか、やるのも一つの方法だというふうに思っております。朝やればいいのか、通常のとくにやればいいのか、または交通安全大会等とセットでというか、そういうことももしかして考えられるのかもしれませんが、一つの方法として、こういっ

た効果は、今回はちょっと時間不足で説明不足のところがありましたけれども、皆さんの忙しさの状況もありますのでその辺も考えなければいけませんけれども、一つの方法としてはいい方法だというふうには思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）  
防犯意識の高揚を期待して終わります。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で馬場久雄君の一般質問を終わります。  
お諮りします。  
本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。  
再開は、あすの午前10時です。  
ご苦労さまでした。

午後5時46分 延 会